

令和2年第5回山江村議会9月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	9月2日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明
			休 会	議 会 委員会室	午後 1時	・議 案 審 議
2	9月3日	木	休 会	議 会 委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	9月4日	金	休 会	村内一円	午前 9時	・現 地 調 査
4	9月5日	土	休 日			
5	9月6日	日	休 日			
6	9月7日	月	休 会	議 会 委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	9月8日	火	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
8	9月9日	水	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 2 日 (水)

令和2年第5回山江村議会9月定例会（第1号）

令和2年9月2日
午前10時10分開会
於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 発議第 3号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案 |
| 日程第 4 | 同意第 5号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 46号 | 山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 47号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 認定第 1号 | 令和元年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 2号 | 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 3号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 4号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 5号 | 令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 6号 | 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 7号 | 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 48号 | 令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 15 | 議案第 49号 | 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 16 | 議案第 50号 | 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号） |

日程第17 議案第51号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第4号)

日程第18 議案第52号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)

日程第19 議案第53号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第1号)

日程第20 議案第54号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第3号)

日程第21 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	山 口 明 君	企画調整課長	平 山 辰 也 君
産業振興課長	新 山 孝 博 君	健康福祉課長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君	代表監査委員	木 下 久 人 君

開会 午前10時10分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 令和2年第5回山江村議定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

先般の新聞で、発災から2カ月、壊滅的な被害を被った株式会社くま川鉄道がいよいよ復旧に向けて協議決定がなされ、一方、また人吉市内では、仮設の商店街の構想が持ち上がるなど、少しずつ明るい話題が報道されております。

本村でも、全員窮屈な避難生活から仮設の団地に入居することができております。今後は災害からみんなが早急に立ち直るため、郡市一帯がしっかりした羅針盤、アンテナを張りめぐらし、目標にみんなに向かって進むことができるよう、条件整備が望まれるところであります。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。なお、定例会においては、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用を求めます。

それでは、8月13日の議会臨時会以降の議会に関する諸般の報告について、主なものを報告いたします。

8月24日、熊本県の町村議会議長・副議長の研修会が熊本で行われております。

それから、8月27日、人吉球磨広域行政組合議会の定例会が行われております。後ほど中村議員のほうから報告をお願いいたします。

以上を申し上げまして、開会のごあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催をされておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いをいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。人吉球磨広域行政組合議員、3番、中村龍喜議員より報告をお願いをいたします。

3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） それでは、令和2年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和2年第3回人吉球磨広域行政組合定例会が、令和2年8月27日、午前10時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名、日程第2、会期の決定では、8月27日の1日とすることで決定いたしました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、令和2年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第4から日程第8までの提出案件は、一括議題として、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて執行部の補足説明を受けたあと、承認・議案2件を一括して、承認・議案ごとに質疑、採決を行いました。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。令和2年人吉球磨広域行政組合補正予算（第1号）、議案第13号、令和2年度人吉球磨行政組合一般会計補正予算（第2号）の2件を原案どおり可決、決定いたしました。

次に、決算の認定関連では、日程第6、認定第1号、令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号、令和元年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第3号においては、令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、この3件は一括して会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けたあとに、日程を追加し、令和元年度決算特別委員会の設置がされ、決算の認定3件の審議については委員会に付託されました。

また、決算特別委員会の委員には、人吉市より徳川議員、宮崎議員、あさぎりより皆越議員、多良木より落合健治議員、水上より荒嶽晋議員、錦町より岡田武志議員、相良村より茂吉隆典議員、山江村からは赤坂修議員の8名が指名され、第1回決算特別委員会を開催し、委員長に水上村の荒嶽晋議員、副委員長に人吉市の徳川禎郁議員が互選されました。

第2回以降の委員会開催及び審査方法について審議、決定されました。最後に、日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び令和元年度決算特別委員会からの申し出があった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会としました。

以上、特別委員会からの報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

本日ここに、令和2年第5回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただく中に開催できますこと、心から感謝を申し上げます。

ここにきて二つのニュースが私のほうに、驚くニュース、また気になるニュースが飛び込みました。一つは、8月28日の午後でありましたが、安倍総理大臣が辞任をするという、びっくりした驚きのニュースが飛び込んだわけであります。安倍総理には、豪雨災害後、まもなく人吉球磨の被災地にも入っていただいておりますし、被災者の声に耳を傾けられまして、4,000億円を超える被災地地域への再建対策パッケージをまとめられておられます。その中で、災害復旧、被災者の生活再建支援等に取り組まれている最中でもありましたので、びっくりしたわけであります。

安倍総理には、様々な政策への評価は別にいたしまして、7年と8カ月の長きにわたりまして、日本のトップリーダーとしてのご尽力に感謝と敬意を申し上げたいと存じます。ご病気でありますので、今後治療に専念され、一日も早いご快復をお祈り申し上げるところであります。

そしてもう一点は台風であります。台風9号が発生しまして、現在、朝鮮半島に向かい進路を進めているところでありますけれども、本日、熊本県に最接近するようであります。暴風域が広いということと、本県が台風の右側にあたりますので、不要不急の外出を避け、十分に注意をしていただきたいと思っております。

また、引き続き台風10号が発生をいたしました。今後週末にかけ猛烈な勢力で九州上陸する予報が出ております。過去最大級とも言われておりまして、防風被害、豪雨被害に最大級の警戒が必要だということになります。台風の進路や勢力の予想には振れ幅がありますので、今後テレビ、ラジオ、そして本村からの最新情報確認いただきたいと思っております。役場といたしましても引き続き、最大限の警戒態勢をとっていきたく存じているところであります。

それでは、まず、先般の臨時会後の諸般の報告を申し上げます。

8月17日であります。山江村復興対策本部会議、第5回目を開催いたしました。7月の31日に第1回目を復興会議に変えておりますけれども、各町村でも復興対策本部会議が開催され、その復旧・復興が始まっているということでもありますけれども、本村におきましては、毎週月曜日に復興対策本部会議を開催しながら、情報の共有、また課題に向けての共有、それから対策をうっているところでもあります。

8月18日は、令和元年度の一般会計特別会計の決算審査報告を、監査委員の方から受けております。

それから、8月18日であります。山江村新型インフルエンザ等対策本部会議第14回目でありますけれども、人吉球磨で感染者が発生し、これは亡くなられたあとの感染者だったわけですが、それから2週間経つということでもあります。

ので、その対策を検討したところであります。

警戒区分をですね、レベル4からレベル3、レベル4からレベル3に引き下げているところでありますけれども、レベル3におきましては、その都度防災無線で広報はしておりますが、三密の重なる集会イベント等は控えるというようなことになっておりますし、公共施設におきましても郡市内のみの使用と、郡市内の居住者のみの使用となっておりますし、公民館におきましても公民館で十分注意をされながら、三密を避けながらイベントをお願いしたい、集会をお願いしたいという要請をしているところであります。

それを受けて、山江の産業振興まつり実行委員会を開催したわけでありましてけれども、今年はコロナウイルス、また災害で被災者の方もおられますということも受けて、実は8月20日、体育部長、スポーツ委員合同会議も開催しております。19日は、山江栗生産向上推進委員会の方に、やまえ栗まつりについての報告もしておりますけれども、いずれも中止というふうに、実行委員会、また合同会議等で決定をさせていただいているところでございます。

それから、8月20日、川辺川ダム建設促進協議会の定期総会が錦町役場で行われました、現在、会長、副会長とも不在でありましたので、新しく会長に錦町の森本町長、それから副会長に八代市長、それから五木村長が就任をされたということでもあります。

それから、8月22日でありますけれども、山江中央グラウンド仮設団地鍵引渡し式としております。後ほど述べたいと思っておりますけれども、被災者の方々が、避難者の方々が、仮設が完成しまして、この日より仮設団地での生活が始まったということでございます。

それから、8月25日につきましては、令和2年7月、球磨川豪雨検証委員会が熊本県庁で行われております。蒲島知事、それから九州地方整備局の村山局長、それと市町村長12名全員、ご本人出席の中に行われたということではありますが、今回の災害についての結論はですね、毎秒8,000トンの水が発生したということでもあります。その中で500トンが水上の市房ダムでカットをしております。それと特定多目的ダムであります川辺川ダムができていたということであれば、加えて2,800トン、毎秒ですね、の水がカットできたということで、4,700トンがいわゆる球磨川、川辺川合流地点から人吉球磨川に流れているというようなことになるということになります。

いろんな意見が出たところでありますけれども、私もですね、川辺川ダムが特定多目的ダムでありますので、利水それから発電のダムとしての位置づけがありました。ただ、発電も農業用利水も外れておりますから、治水だけのダムとしたら、も

つとその水量をカットできるはずだというようなことを申したところでありますし、それを受けてまた来月、その検証委員会です、どれぐらいの水が流れながら、どれぐらいの被害が出るのか、どれぐらいの量が漏れるのか、持ちこたえるのかというようなことを検証していきたいということになっております。

それから、8月27日から29日にかけて、令和2年7月豪雨災害に伴います復興の要望並びに協議を行いました。私、東京のほうに出張いたしまして、八王子の東京都立大学の社会学の先生、それから総務省の長谷川副大臣、また黒田事務次官と総務省の職員の方々、また議員の皆さん方と、山江村の独自の要望、また協議をさせてもらってきたところであります。

以上であります。また、いよいよもってですね、令和2年7月豪雨災害の発災以来、2カ月が過ぎようとしております。本当に甚大な被害を今回の豪雨もたらしたわけでありまして、被災した市町村、いよいよ復旧・復興の取り組みが始まってきているなあという気がいたしております。

ただ、改めてですね、今回の氾濫や土砂災害等により、県内で60名を超える多くの尊い命が失われております。住家についても全半壊が600棟以上、床上浸水が5,900棟以上の被害を受けておられます。改めまして、この災害により亡くなられた皆様へ、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、今回の被災により、今も困難に直面している皆様はたくさんおられるわけでありまして、心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧がなりまして、引き続き、同じ地域でこれまでの生活を取り戻されますよう、復興の歩みを共に進めていきたいと決意をいたしているところであります。

それから、本村における災害の現状でありますけれども、被害の状況につきましては、床上が11、半壊14、一部損壊20戸の計45戸は変わっておりません。罹災証明につきましては、42戸の方々に出しております。

それから道路のほうでありますけれども、主要地方道坂本人吉線、県道相良人吉線につきましては、すべて応急復旧は相成されました。ただ、坂本人吉線については、基本的にはですね、通行止めとなっております。従いまして、緊急車両のみ今、通行可能ということでもあります。地元の方もその緊急車両の取り扱いとして通行ということでもあります。

その坂本人吉線であります柳野地区の応急復旧工事、いわゆる柳野の県道が落ちておまして、今回、土砂搬出をですね、吐合の土砂浚渫を県のほうでやるということでもありますけれども、応急的に柳野の前の県道を開けながら、片側通行で通してくれと言っておりました。応急復興工事が相成ったというところでありますけれども、実は今日、台風9号が来ますので、明日以降ですね、開けると、安全施設を

設置し、開けるといふようなことを伺っております。

それから、村内におきましては、16路線が現在通行止めであります。緊急車両のみ通行可ということではありますが、ただ、全く通行できない路線につきましては、岩ヶ野下払線の土砂崩れであります。それから、橋爪湯口線、それから山口吐合今村線の村道につきましては、まだ通行止めといいますか、全く車両が通れないというような状況でございます。

そして、農地、それから被害につきましては、実は農地災害の方々に対しまして農家説明会を開催いたしました。40万円以上が補助で対応できるということではありますが、40万円以下につきましては、それぞれの対応ということになりますので、8月19日、万江地区の説明会、30名の方が参加されております。また8月20日、山田地区、2箇所で行っておりますが、35名の方が参加されながら、農地災害に対します農家説明会、今回の村がやりますことにつきましての説明会を行っております。

それから、山腹につきましても、これはあとから申し上げますけれども、濁毛山腹をはじめ8カ所山腹崩壊があり、いわゆる治山工事が必要ということでもありますけれども、これも県のほうを通しながら対応していきたいと思っております。

それから、ライフラインの状況といいますか、水道であります。万江地区全体の簡易水道は応急復旧は完了しております。ただし、16区の大川内、熊の原、山口の地域水道、それから、合子俣の地域水道、そして尾寄崎地区の地域水道については、現在その復旧工法を含めて調査中ということでございます。

それから、電気につきましては、復旧済みということでもあります。

そして電話でありますけれども、固定電話も復旧済みであります。復旧できていないところが、合子俣地域が、これは村道啓開後、復旧の予定ということになります。また、尾寄崎、鳥屋地区の復旧は、9月の中旬以降ということになっておりますが、携帯電話につきましては、現在通じるということになっております。

それから、避難所の状況であります。先ほど申し上げましたとおり、8月22日、中央グラウンド仮設住宅団地ができあがりました。25戸55名の方が入居をされたということでもありますので、避難所は同じく22日の17時に閉鎖をいたしております。

それから、村民の暮らしの情報であります。乗合バスまるおか号、それから郵便局の窓口業務、それから支援物資、もう避難者へ支援物資を渡し、残りは各地域へ配布をしております。それから、災害ボランティアの活動状況等は、一応終了をしているところであります。また、もろもろの状況に併せて、適宜対応していきたいということを考えているところであります。

以上、村内の状況でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、応急の仮設住宅が盆過ぎに完成いたしましたして、22日に鍵引渡しを行い、現在、仮設住宅で生活を始められております。

従いまして、被災者の支援が終わりまして、いよいよ復旧・復興に向けて、また、より災害に強い安心・安全な山江づくりに向けて、本格的にその歩みを進めていきたいと思っております。そのために、今回の豪雨災害をしっかりと検証することから始めたいと考えているところです。どれくらいの雨の量がこの山江村のどの地域に降りまして、それぞれの地域で河川の氾濫水位がどれくらいあったのか、そして、土砂流出がどれくらい押し寄せてきたのか、その確認、そして、被害の原因を検証するために、万江川、山田川を球磨川の合流地点、いわゆる山田川、万江川の合流地点がですね、人吉市の市街地の災害の大きな要因の一つになっているわけでありますけれども、その合流地点から上流まで、川の現場を見ていきたいというふうに考えております。

その中で、長期的に取り組むべき課題、それから中期的な課題、早急にやるべき課題を確認したいと考えているところでありますが、長期的に取り組むべき課題としては、砂防、治山、それから山林育成の対策をどうやっていくのか、これは百年の大計が要ろうかと思っておりますけれども、次に、中期的な対策については、河川と道路の事業のあり方について検証したいと思っておりますし、そして、第3番目に、今、取り組むべき復旧・復興対策はもとより、産業・環境・福祉・教育の各分野にわたりまして、原形復旧に止まらない創造的復興のモデルとして、復興計画を策定したいと思っております。議会をはじめ村民の方々、被災者の方々も含めて、全村を挙げて策定ができたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回の災害は、郡市内において、被災された方々が元の住まいに戻れない、また、事業再開を諦めるという方々もおられます。いわゆる集落消滅の危機あたりも聞こえてきているところであります。新型コロナウイルスとのダブルでの災害でもあり、この人吉球磨にとって、本当に戦後最大の危機がやってきているというふうに考えます。ある意味では運命共同体である人吉球磨の力強い復興と、山江村も連携しながら、その復旧・復興計画を目指したいと思っておりますので、議会及び村民の皆様と一丸となり、災害復興に向けて全力で立ち向かっていこうではありませんか。

本日、村長提案の議案につきましては、教育委員の任命に関する人事案件が1件、条例の制定が2件、決算の認定が7件、補正予算が7件の合計17件であります。どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。あいさつといたします。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告を終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから、令和2年第5回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、1番、本田りか議員、2番、久保山直巳議員を指名をいたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、8月25日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。令和2年第5回山江村議会定例会につきまして、去る8月25日午前9時から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。

決定しておりますことを報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月2日から9日までの8日間としております。

本日、開会、提案理由説明を行った後、午後から議案審議となっております。

3日は休会で、午前9時から議案審議、4日は休会で、午前9時から現地調査となっております。5日、6日は休日となっております。7日は休会で、午前9時より議案審議、7日目は、8日一般質問で、終了後散会としております。なお、9名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間については、質疑・答弁含めて30分と申し合わせております。8日目、9日に質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題とし、提案者の説明を求めます。

5番、森田俊介君。

説明は答弁席からお願いをいたします。

○5番（森田俊介君） おはようございます。それでは、発議第3号について、提案理由の説明を行います。

令和2年8月25日

山江村議会議長 中竹耕一郎様

提出者 山江村議会議員 森田 俊介

賛成者 山江村議会議員 中村 龍喜

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を、強く国に求めていくことが不可欠であるため、提案をするものでございます。

次のページに意見書を添付しております。要望事項として5項目を記載しております。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨に賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

-----○-----

日程第4 同意第5号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、同意第5号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第5号についてご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

山江村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めるというものでございます。令和2年9月2日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治となっております。

記の下に任命の対象者を書いてありますけれども、住所は、山江村大字万江甲767番地の1、氏名が廣田昭信、生年月日につきましては、昭和39年8月22日、任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間でございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴いまして、引き続き廣田昭信氏を適任者と認め、任命するには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

廣田昭信氏でありますけれども、経歴を申しますと、球磨工業高校を昭和58年3月卒業後、社会教育関連の万江小学校のPTAの副会長、PTA会長、それから万江小学校の学校評議員等を歴任をされており、教育委員として平成23年3月19日から前任者の残任期間、また2期、3期と務められ現在に至っております。従いまして、今回が4期目ということではありますが、非常に人格的にも、またいろんなことにも意欲的であります。適任者として認め、任命したいということでありますので、同意を求めさせていただくものでございます。

以上で終わります。

-----○-----

日程第5 議案第46号 山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第46号、山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村税災害減免条例の全部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、令和2年7月豪雨に伴う地方税の減免措置等について、国からの通達によりまして、条例を改正する必要があるため提案をさせていただくものでございます。

1枚開けていただきますと、山江村の山江村税の災害減免条例でありますけれども、今回のこれは豪雨災害によりまして、郡市内において税の減免条例、または規則等の改正見直しをすることとなっております。人吉球磨地域の税協議会の協議の中で、共通化を図りまして、現状に則した金額、割合、文言に改正することにより、公平な減免を受けることができるよう、改正するというものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月4日から適用させていただくというものでございます。

以上です。

-----○-----

日程第6 議案第47号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第47号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案47号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、刑事施設に収容されている者に対する介護保険料の減免に関する取り扱いについては、国からの通達によりまして、条例の一部を改正する必要があるということでもありますので、提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例であります。

その次に新旧対照表を添付しておりますけれども、これは厚生労働省より刑事施設の被収容者に対する介護保険料等の減免に関する取り扱いについての通達が行われたことを受けまして、一部改正に伴う条例の一部の改正でございます。

改正の主な内容につきましては、介護保険法第63条の規定によりまして、刑事施設等に貢献された被収容者に対する介護については、その期間にかかわる介護給付等を行わないとの制限がありますことから、刑事施設の収容中の第1号保険者の保険料を免除の対象とするというものでございます。また、特別な事情があるとき

と認めるときを追加をいたしまして、住民のニーズにこたえて、介護保険料の徴収猶予及び減免が行われるようにするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するといたしております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、認定第1号から日程第13、認定第7号まで、令和元年度山江村一般会計及び特別会計決算の認定となっております。

ここでお諮りします。山江村議会会議規則第36条の規定により、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

一括上程をいたします。

-----○-----

日程第 7 認定第 1 号 令和元年度山江村一般会計決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

日程第 9 認定第 3 号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

日程第 10 認定第 4 号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

日程第 11 認定第 5 号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

日程第 12 認定第 6 号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

日程第 13 認定第 7 号 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、認定第1号、令和元年度山江村一般会計決算の認定について、日程第8、認定第2号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第9、認定第3号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第10、認定第4号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第11、認定第5号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第12、認定第6号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第13、認定第7号、令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題と

し、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、認定1号から認定7号まで、一括してご提案を申し上げたいと思います。

まず、認定第1号でございますが、令和元年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。令和元年度山江村一般会計決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和2年9月2日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治となっております。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するために提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第2号でございます。令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。なお、提出日及び提案理由は認定1号と全く同じでありますので、割愛をさせていただければと思います。

続きまして、認定第3号でございますが、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算を、別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。提出、期日、提案理由は同様でございます。

次に、認定第4号でございます。令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。提出日、提案理由は同様でございます。

次に、認定第5号でございます。令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。提出日、提案理由は同様でございます。

認定第6号でございます。令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。提出日並びに提案理由は同様でございます。

最後に、認定第7号でございます。令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというもので

ございます。提出日、また提案理由は同様でございます。

以上、提案申し上げます。

内容につきましては、会計管理者より説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 一二三会計管理者。

○会計管理者（一二三信幸君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、令和元年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。

お手元の令和元年度歳入歳出決算書綴りをご覧ください。はじめに、54ページをお開き願います。令和元年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額36億1,425万6,025円に歳出総額32億9,197万1,108円、3、歳入歳出差引額3億228万4,917円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額501万8,000円、よって、5、実質収支額3億1,726万6,917円となります。

次に、55ページをお開き願います。歳入歳出決算比較分類図表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しております。歳入におきましては、地方交付税が15億9,217万8,000円で、全体の44.05%を占めております。歳出におきましては、総務費が最も多く、7億1,685万4,011円で、全体の21.78%を占めております。

次に、56ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、土地及び建物でございます。土地に関しては、万江字都顔の原野の売却、山田字堂園の宅地分譲地の売却によりまして、それぞれ原野、宅地面積が減少しております。山江土地改良区財産の贈与により、雑種地面積は増加しております。建物に関しましては、山江中学校グラウンドの屋外トイレ建設により、学校の非木造施設の面積が増加しております。

次に、57ページをお開き願います。有価証券及び出資による権利でございます。株券の減少につきましては、人吉球磨林業機械センターの解散に伴うもので、保有しておりました126株分、630万円が返還されております。

次に、58ページをご覧ください。基金でございます。令和元年度においては、森林環境譲与税基金を創設し、551万1,809円を新規に積み立てております。一般会計基金の状況につきましては、新規積立金8,735万4,622円、取り崩し2億2,810万円、利子の総額が1,879万5,579円で、決算年度中1億2,194万9,799円の減となり、年度末現在高は20億6,206万1,221円となっております。

次に、右側のその他の基金ですが、利子合計128円の増加で、決算年度末現在

高は、6,739万1,865円でございます。

貸付金につきましては、株式会社やまえからの償還金100万円があり、決算年度末現在高は500万円の残となっております。

以上が一般会計でございます。

次に、75ページをお開き願います。国民健康保険事業の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億6,454万2,035円、2、歳出総額4億1,367万2,437円、3、歳入歳出差引額5,086万9,598円、5、実質収支額5,086万9,598円となっております。

次に、76ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は1,000万5,503円の増で、新規積立額が1,000万円、利子が5,503円となっております。決算年度末現在高は、7,008万8,645円となっております。

次に、87ページをご覧ください。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億6,484万6,362円、2、歳出総額1億5,983万1,733円、3、歳入歳出差引額501万4,629円、5、実質収支額501万4,629円となっております。

次に、88ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。基金ですが、簡易水道事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は、1,609円の利子による増で、決算年度末現在高は、1,600万4,044円となっております。

次に、99ページをお開き願います。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億4,151万7,617円、2、歳出総額1億3,452万9,873円、3、歳入歳出差引額698万7,744円、5、実質収支額698万7,744円となっております。

次に、117ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億3,906万3,726円、2、歳出総額3億9,971万6,442円、3、歳入歳出差引額3,934万7,284円、5、実質収支額3,934万7,284円となっております。

次に、118ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。介護保険事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は、6,389円の利子による増で、決算年度末現在高は7,424万2,285円となっております。

次に、128ページをお開き願います。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3,619万8,203円、2、歳出総額3,474万3,645円、3、歳入歳出差引額145万4,558円、5、実質収支額

145万4,558円となっています。

次に、138ページをお開きください。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額9,350万9,055円、2、歳出総額8,893万2,929円、3、歳入歳出差引額457万6,126円、5、実質収支額457万6,126円となります。

上記のとおり精算したところ相違ありません。令和2年7月1日、山江村会計管理者、一二三信幸。

審査の結果相違ないものと認める。令和2年8月5日、山江村監査委員、木下久人、同じく山江村監査委員、西孝恒。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。令和2年9月2日、山江村長、内山慶治。

以上で、令和元年度山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君）　ここでお諮りをいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君）　異議なしと認めます。

再開時刻を11時10分といたします。

-----○-----

休憩　午前10時57分

再開　午前11時09分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

日程第14　議案第48号　令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君）　日程第14、議案第48号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）でございます。令和2年度山江村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32億9,440万7,000円を追加をいたします。そのほとんどが土木の復旧補正でございます。なお、農業並びに林政に伴う補正予算は今回はあげており

ませんので、その折にはまた臨時議会でもお願いをさせていただきます。追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,140万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に地方債の補正ですけれども、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。令和2年9月2日提出であります。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第48号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。

9、地方交付税、普通交付税の交付決定によります4,820万7,000円を増額するものでございます。14、国庫支出金、公共土木施設等への災害復旧費国庫補助金など、20億4,298万3,000円を増額するものでございます。15、県支出金、民生費及び教育費県補助金など、728万4,000円を増額するものでございます。17、寄附金、災害支援金、350万円を増額するものでございます。18、繰入金、特別会計介護保険事業からの繰入金、341万6,000円を増額するものでございます。19、繰越金、前年度からの確定によります繰越額、1億4,806万6,000円を増額するものです。20、諸収入、建物災害共済保険料など511万4,000円を増額するものです。21、村債、公共土木施設災害復旧費債など、10億3,330万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に補正額、32億9,440万7,000円増額しまして、71億9,140万6,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。

2、総務費、公共施設等個別施設計画策定業務委託料及び特別会計への繰出金など、2,918万9,000円を増額するものです。3、民生費、障がい者福祉及び児童福祉に係る国庫支出返還金など、1,918万1,000円を増額するものです。4、衛生費、災害廃棄物処理委託料など3,513万6,000円を増額するものでございます。9、教育費、学校支援員への報酬など、637万5,000円を増額するものです。10、災害復旧費、道路河川災害復旧工事費など、30億3,605万円を増額するものです。12、予備費、1億6,489万6,000円を増額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額、32億9,440万7,000円を増額しまして、71億9,140万6,000円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。地方債補正、第2表、1、追加でございます。起債の目的、限度額、起債の方法の順に説明いたします。

公共施設等個別施設計画策定事業、限度額1,310万円、学校施設災害復旧事業、限度額1,300万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載してあるとおりでございます。

次に、変更でございます。起債の目的、臨時財政対策債、補正前の額4,660万円を補正後の額4,960万円に、学校施設等個別施設計画策定事業、限度額440万円を補正額550万円に、公共土木施設災害復旧事業、限度額1億6,990万円を補正後の額11億6,890万円に、公共施設災害復旧事業、限度額510万円を補正後の額920万円に増額するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第15 議案第49号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第49号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）でございます。令和2年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,454万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,984万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第49号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款10、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額4,4

54万5,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に4,454万5,000円を増額しまして、4億6,984万7,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款10、予備費につきましては、4,454万5,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に4,454万5,000円を増額しまして、4億6,984万7,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第16 議案第50号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、議案第50号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）でございます。令和2年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,680万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第50号についてご説明いたします。

1ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、繰越金、前年度決算額の確定に伴い、繰越金を242万6,000円増額しまして、歳入合計を補正前の額に242万6,000円追加し、2億6,680万9,000円とするものでございます。

2ページ目をお開きください。歳出、5、予備費を242万6,000円増額しまして、歳出合計を補正前の額に242万6,000円追加し、2億6,680万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第 17 議案第 5 1 号 令和 2 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第 4 号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 17、議案第 5 1 号、令和 2 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 5 1 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）でございます。令和 2 年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 1 万 5, 0 0 0 円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7, 2 4 0 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第 5 1 号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、5、繰越金、前年度決算額の確定に伴い、繰越金を 5 5 1 万 5, 0 0 0 円増額しまして、歳入合計を補正前の額に 5 5 1 万 5, 0 0 0 円追加し、1 億 7, 2 4 0 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、農業集落排水事業費、費用登録時の印紙代として 8, 0 0 0 円を増額、4、予備費を 5 5 0 万 7, 0 0 0 円増額しまして、歳出合計を補正前の額に 5 5 1 万 5, 0 0 0 円追加し、1 億 7, 2 4 0 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 18 議案第 5 2 号 令和 2 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 18、議案第 5 2 号、令和 2 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）でございます。令和2年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,921万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,921万2,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。本日提出でございます。

内容につきましては健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第52号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきまして説明いたします。款3、国庫支出金につきましては、保険者機能強化推進交付金等の内示額による81万7,000円の増額でございます。款8、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額3,756万8,000円を追加するものがございます。款9、諸収入につきましては、前年度給付費実績によります国庫支出金の追加交付金でありまして、79万3,000円を増額するものがございます。歳入合計、補正前の額に3,921万2,000円を増額しまして、4億6,921万2,000円とするものがございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。款5、諸支出金につきましては、626万6,000円を増額するものがございます。前年度の給付費等の確定によります社会保険診療報酬支払基金及び地域支援事業費による返還金284万9,000円、一般会計への繰出金341万7,000万円となっております。款8、予備費につきましては、3,291万2,000円を追加するものがございます。歳出合計、補正前の額に3,921万2,000円を増額しまして、4億6,921万2,000円とするものがございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第19 議案第53号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議案第53号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。令和2年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,994万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第53号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款4、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額、94万6,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に94万6,000円を増額しまして、3,994万6,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款4、予備費につきましては、94万6,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に94万6,000円を増額しまして、3,994万6,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第54号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第3号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、議案第54号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）でございます。

す。令和2年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,187万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,759万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、議案第54号について説明をいたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、款3、繰入金を830万円追加するものでありまして、大川内地区等のケーブルテレビ電送路の復旧に伴う一般会計からの繰入金でございます。款4、繰越金を357万6,000円追加するものでありまして、前年度の繰越金の確定によりますものでございます。歳入合計、補正前の額に1,187万6,000円を追加し、合計6,759万5,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳出でございますが、主なもののみ説明いたします。款2、ケーブルテレビ事業費、25万円を追加するものでありまして、仮設住宅電送路の保守点検の委託料でございます。款3、災害復旧費、830万円を追加するものでありまして、大川内地区等のケーブルテレビ電送路の復旧のための委託料でございます。款4、予備費を331万7,000円追加しまして、歳出合計、補正前の額に1,187万6,000円を追加し、歳出合計6,759万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第21 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、本議会での議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により、配付してあります議案のとおり議員を派遣するものです。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

また、6月議会定例会以降、各種団体より陳情・要望が提出をされ、議会へ届いております。

この件につきましては、議員各位へ資料を配付することとします。各議員について内容を検討され、必要であれば後日、議員提案等されますようお願いをいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会といたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時35分

第 2 号

9 月 8 日 (火)

令和2年第5回山江村議会9月定例会（第2号）

令和2年9月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
総 務 課 長	白 川 俊 博 君	税 務 課 長	山 口 明 君
企画調整課長	平 山 辰 也 君	産業振興課長	新 山 孝 博 君
健康福祉課長	迫 田 教 文 君	建 設 課 長	清 永 弘 文 君
教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君	会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、9名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興、生活支援業務を鑑み、先の全員協議会にて、質問、答弁を合わせて30分と決定をしておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、はじめに2番、久保山直巳議員より、1. 災害時避難要支援者登録制度について、2. 山田小学校給食センター老朽化対策について、3. 丸岡公園農村広場の利用についての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳君。

久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） おはようございます。議長の許しをいただきましたので、通告に従いまして、2番、久保山の一般質問を行います。

まずはじめに、災害時避難行動要支援登録制度についてということですが、この制度の状況についてであります。この制度においては、災害時に支援が必要な人の情報を集めた避難行動、要支援者の名簿の作成が義務づけとなっております。また、今回の台風10号避難勧告の発令においては、事前に避難・支援等、関係者による消防団の皆さん、また民生委員、児童委員の皆さん、区長をはじめとする地区の方々による要支援者の避難案内の声かけが実施され、多くの方が避難されております。要支援者の方、地域の方々は大変安心されたのではないのでしょうか。

さて、本村においては、平常時に提供する名簿登録の同意取得を民生委員、児童委員、山江村社会福祉協議会の協力を得て実施した結果、同意取得率が14%から、元年度には74%、147名と大幅に増加させることができたことと義務報告書にありました。すばらしい進捗率であります。

それに関連した個別計画の策定ですが、7月豪雨以降、要支援者の方々の生活環境は様々に変化が生じております。また、避難・支援等実効性のあるものにするため、避難行動要支援者の名簿の作成に併せて、個別計画の策定を進めることも重要と思われませんが、個別計画の内容の変更、また、現在までのフォローアップの件数を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えしますというよりも、今日は本会議、一般質問となっております。いつものように村政の方針、方向性については私のほうから答弁させていただきますし、制度、事業等々具体的な内容については担当課長より答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

議員ご質問の件につきましては、健康福祉課長がお答えいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。災害時避難行動要支援者登録制度につきましては、議員申し上げられましたとおり、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方々の名簿を、あらかじめ市町村が作成していく制度でございます。

これまで社協と民生委員、見守りネットワークの協力員の方々に協力していただき、要支援者対象者になる方を調査していただき、制度の周知及び登録申請に関する対応をしていただいております。令和2年6月1日現在、147名の方が登録いただいております。令和元年度申請登録件数につきましては、120件となっております。令和2年度防災会議で各消防団、各地区の自主防災組織、消防署、警察署の方には、更新分の避難行動要支援者登録台帳を配布しております。

7月の豪雨災害時にも緊急時ということで、各消防団から要支援者の方に安否の確認をしていただいております。また、今回の台風10号では、台風の接近に伴い、上陸予定の前日から、各区長、民生委員、各消防団の方々にご協力いただき、早めの避難をしていただくよう支援していただいております。今後も災害時に支援を必要とする方々を対象とした避難行動要支援登録台帳への登録、そして、個別計画の内容の見直し、随時更新を行うとともに、この名簿を各地区及び各消防団等で、平時の見守りや防災訓練などに活用していただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ぜひ実効性ある避難支援等がなされるよう、各関係者と連携され、個別計画も順次進めていただきたいというふうに思います。

次に、また村民の方へのですね、災害時避難行動要支援の周知についてであります。2015年7月の広報による掲載、そしてまたホームページ、2019年5

月9日、各更新日となっております。災害時避難時避難行動要支援を始めましたとありますが、今後の周知はどのような間隔と方法でされていかれるか、お尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） 今後の周知はどのような間隔と方法でされているかという質問でございますが、今後の周知につきましては、今回の7月豪雨、また台風の経験を踏まえて、広報では毎月ケーブル及びチラシ等、ホームページにつきましては、随時周知していきたいと思っております。

また、対象者への戸別訪問を、包括、社協、民生委員の方々、見守りネットワークの協力員の方々の協力を得ながら行っていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ぜひ災害時避難行動要支援制度を定期的に周知いただき、円滑かつ迅速な避難支援のため、登録の同意取得率100%になることを期待し、次の質問に移ります。

次に、小学校給食センター老朽化対策についてということでございますが、調理室、ランチルームの補修状況について伺います。

山田小学校給食室、食堂、調理室、ランチルームにおいては、昭和51年3月の建築であり、耐震基準においては平成18年に改修済みとなっているようですが、40年以上も経過しており、かなり老朽化も進んでいる現状と思われます。令和元年度末からの不具合内容、そして現在までの修理状況について伺います。

また現在のですね、ランチルーム使用状況も併せてお願いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。山田小学校につきましては、議員申されましたとおり、現在の地に建設して40年以上経過しておりまして、老朽化が進んでおり、毎年度補修や修繕工事などを行っている状況でございます。

給食室につきましては、平成30年度ごろからランチルームの雨漏りが目立ちはじめまして、毎年度部分的に雨漏りをする箇所は、天井を張り替えるなど補修を実施している状況でございます。令和元年度につきましても同様に補修を実施しております。

本年度、令和2年度に入りまして、6月ごろから、ランチルームに加え調理室からも雨漏りが出はじめましたので、学校が屋上の状況を依頼して調査を行いました。その後に防水シートの劣化が原因で雨漏りが進行しているというとの報告を受けまして、部分的に防水シートの劣化がひどい箇所の補修を実施いたしました。その後は雨漏りがでていない状況でございます。

従いまして、ランチルームの使用につきましては、影響なくですね、行っているところでございます。ただ、コロナ感染がございますので、その状況を見ながら使用については学校のほうで検討しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 特に屋根の老朽化が進んでいるというような答弁でございました。子どもたちにとってですね、食育の大切な場所であります。また、雨漏りについては、衛生面、また漏電等も心配される場所でもあります。現在は補修により改善がされていると思いますが、今後を見据えて、部分補修ではなく大規模な改修が必要ではないでしょうか。お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。本村に限らず学校施設につきましては、先ほど議員申されましたとおり耐震化が進んできた一方、老朽化対策は進んでいない状況であると考えております。そこで本年度は、学校施設等長寿命化個別計画の策定を計画しており、その業務については委託をし、村内学校施設の老朽化の状況を調査することとしております。

給食室の老朽化対策につきましては、今後の雨漏りの状況やその調査の結果等を踏まえ、また財政状況等も考慮しながら対策を検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 学校ですね、老朽化の個別計画を今後進めていかれるということでありました。今後さらなるですね、安全・安心の給食提供のため、早期のですね、大規模な改修を期待し、次の質問に移ります。

丸岡公園農村広場の利用についてということでございますが、過去2年間の使用目的別利用状況についてまずお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 丸岡公園の農村広場の利用状況ということでございます。農村広場をですね、専用して利用されている日数と人数は、過去2年間ということでもありますので、過去2年間で130日でありまして、利用者数は延べで約6,000人です。利用目的別では、サッカーとグランドゴルフが主でありまして、サッカーが使用日数で全体の約65%、グランドゴルフが約30%を占めております。利用者数の中ではですね、サッカーが全体の70%、それとグランドゴルフが全体の約15%を占めております。

以上がですね、農村広場の使用目的別利用状況であります。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、ご答弁いただきましたようにですね、サッカーが半分以上の利用を占めているということのようでございます。丸岡公園農村広場は交流、憩いの場であり競技場ではありませんが、先ほどの課長の報告の答弁のように、近年サッカー利用が大変多いようです。

先だって、ジュニアサッカー選手の保護者の方よりですね、ピッチ、サッカーコートですね、ソフトボールのバックネットに非常に近いと、プレー中ですね、大変危険というような話がありました。人吉球磨地域においてもですね、ジュニアサッカーチームも増えており、今、7チームほどあるというふうに聞いております。

また、今年6月の28日には、ロアッソ熊本ジュニアユース人吉チームが発足し、結団式も行われたというところでもあります。今後ますますサッカーが盛んになる状況のようでございますが、安全に利用していただくため、何らかの安全対策の考えはできないかというお尋ねでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） サッカー競技時の安全面ということでございます。中央に設置してありますバックネットということでもありますけれども、先ほどの利用状況を答弁させていただきましたけれども、それはですね、農村広場を専用して使用するために申請があった数値でありまして、そのほかにですね、専用しなくて散策やスポーツを楽しまれる家族の方も現在いらっしゃいます。

サッカーの競技の面からすると支障を来すというふうに思われますけれども、この農村広場はですね、本村への入り込み客の増加と都市住民との交流を図るために、国・県の補助金を活用しまして整備した施設でありますので、補助金適正化法にも基づきまして、本来の目的に則した施設の管理と、サッカーに対する安全面についてもですね、努めますとともに、現在、総合公園検討委員会のほうでもですね、いろいろなアイデアを出していただいておりますので、その中でもですね、しっかりと協議していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、答弁いただきましたようにですね、丸岡公園の総合計画の委員さんもおられますので、ぜひこの件についてもですね、ご提案いただければというふうに思います。本村の丸岡公園農村広場は駐車場も広くですね、人気があるというふうに聞いております。安全に利用していただくためにですね、前向きに検討していただくことを検討し、次の質問に移ります。

本村グランドゴルフ協会等、スポーツ団体の期間限定使用についてということでございますが、今年に入りですね、7月の豪雨災害もありました。またコロナ禍も

ですね、収束が見えない中、何かと家にいる時間も多くなっているというような状況でございます。心配されるのが、村民の方々のストレスと体力の低下であります。

そこで、運動不足解消、健康促進のため、本村グランドゴルフ協会をはじめとするペタンク、ゲートボール愛好者等、村内各スポーツ団体の期間限定による丸岡公園農村広場の利用料、半日が1,500円、1日が3,000円となっておりますが、料金の免除はできないかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 各スポーツ団体が健康づくり等を目的として使用している現在の施設がですね、今回の豪雨災害の影響によりまして使用ができなくなったということの場合はですね、農村広場の利用については、柔軟に対応させていただきたいというふうにも思いますし、先ほど議員が申されました使用料の免除ということもありますけれども、そのへんもですね、含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからも答えさせていただきますけれども、もろもろのスポーツ団体等の競技場使用についてはですね、新型コロナウイルス関連もありまして非常に苦慮してきたところであります。現在のところ、球磨郡市内の方においては、どうぞお使いくださいというふうになっているところでもありますので、そういう新型コロナウイルスの感染状況によっても形は変わってくるということでございます。

ただ課長申しましたとおり、今回の豪雨災害につきまして、グランドゴルフ、特に中央グラウンドでですね、いつも大会を開いてされておりましたので、その中央グラウンドが全く仮設住宅ができて使用できないというような状況でありますから、数少ないその競技広場ということでですね、使用料免除を含めて検討していくことを考えているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） はい、ぜひそういった今、ご答弁いただきましたようなところでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、1番、本田りか議員より、1. 県南豪雨による万江川大水害からの創造的復興について、2. 台風シーズンにおける新しい避難について通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 1番、本田りかです。通告文に従い、二つの質問をいたします。

まず一つ目、県南豪雨災害による万江川大水害からの創造的復興について伺います。今回の令和2年7月豪雨災害による水害においては、山江村でも甚大な被害が出ています。農地及び堤防に関する災害復旧は、今までのような原状復帰ではなく、創造的復興で周辺も含めた広い範囲での区画整理や、堤防の嵩上げ建設と併せた復興を進めていく考えはないでしょうか。

なお、万江地区には安心して避難できる避難所がありません。今後避難所の設置を検討される考えはありませんか。また、今回の万江川大水害をどのように受け止め、それをどのように今後の村づくりに生かされるのかを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、今後の方向も含めてですね、このたびの冒頭のあいさつでも私のほうからいろんなことを申しておりますので、その考え方につきまして、そして、しっかりその対策を取っていくということについて、全体像をお知らせしながらお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、令和2年7月豪雨における災害については、おっしゃるとおり大災害を受けました。これは人吉・球磨村が報道的に大きく出されておりますけれども、ほかの8の市町村もですね、同じような被害を受けているということです。山江村におきましても万江川を中心として山田川もですね、大きな被害が出ているということですので、特に、今回その甚大な災害に対する対応をどうしていくか、将来にわたって、村民の方々の安心安全な地域をどう提供していくかというような課題が突きつけられた、我々に突きつけられたと思っております。行政も含めて、議会も含めて、また村民の方も含めてそういうふう考えているところであります。

それで私、山江村の復旧・復興計画をどのようにやるかということについての進め方ですけども、この議会が終わりましたら、山江村の災害の検証委員会を立ち上げたいと思っております。今回の予算にも少し顔出しをさせておりますけれども、今回の災害を検証したいということです。雨の降水量がどの地域でどのぐらい降ったのか、そして土砂がですね、どこの山腹が流出しながらどのように溜まっていったのか。宇那川あたりは、3メートル、4メートルの土砂が埋まっているということも言われておりますし、それがどこから来ているのかということ調査したいと思っておりますし、それから、各地域、河川も含めて、水位が上がっておりますので、

その水位がどれぐらい上がったのか、どこの堤防が決壊して、その決壊の原因は何だったのかということを調査したいと思っております。

例えば、村営住宅城内団地は堤防の決壊が起きました。玄関のところまで住宅がぶら下がるような形でですね、なったということでもあります。これもちょうどあの場所には御溝川の取入口がありまして、その関係性がありはしないのかというようなことも言われております。そういうことを含めてですね、万江川、山田川の人吉市内に至る合流点、特に山田川、万江川の人吉市内の合流点を起因として人吉市の大きな災害はいつも起きますので、その合流点からそれぞれの上流までですね、歩きながら、現場を歩きながら検証する作業を進めてみたいと思っております。

その後、それが終わりましたら、本年中にやりたいと思っておりますのが、山江村の災害復旧・復興計画の策定委員会におきまして、その復旧・復興について、どのような形で山江村の強靱化を図っていくのかというような計画をつくってみたいと思っております。

今回の災害箇所につきましては、今回、9月の議会で予算を出しておりますが、道路・河川・砂防関係で30億円ぐらい出ております。ただ、農道・林道・治山その他の災害を含めると、あと15億円ぐらいまた予算計上しなくちゃいけないと思っておりますし、これには県や県道ですね、県管理による河川の災害の経費が含まれておりません。国の経費も含まれておりませんので、全体的に山江村として、どれぐらいの被害があったのかということ、まず見る必要があるんだなということを考えております。

それから、それを踏まえながらですね、今後災害に強い山江村の強靱化計画をつくる必要があるということですので、長期、中期、それから短期生活再建の3点に絞って、3点の観点からですね、今回の災害を眺めてみたいと思っております。

まず長期としては、土砂対策としての砂防事業があります。これだけの水が出たと同時にこれだけの土砂が流れているということでもありますので、その砂防をしっかりする必要があります。加えて治山を、山を守る必要があります。そして、もう一点では、山林をどう管理していくかというような課題も突きつけられたと思っておりますし、その砂防関係といいますか土砂流出に関しまして、その流れ出た土砂をどのように処理するか、土砂浚渫、埋立地の問題も関連してきますので、その付近の計画を見てみたいと思います。

それから中期には、その河川の工事のあり方と道路工事のあり方について検証する、計画を策定する必要があります。川の流れがどのようになってどこで推移したのか、また堤防が決壊したのか。例えば、柚木川内につきましては、あの辺り相当被

害が、家屋被害も含めて出ているところでありまして、ちょうど県道のほうが越水して、県道のほうにいっぱい流れております。あれ県道のほうに越水したから、逆に家屋のほうに水がこなかったというようなこともあるわけでありまして、また、川幅が狭いというようなこともありますので、どのような対策が必要なのかということについて、検証していく、計画をしていくということをしております。

それから、短期の生活再建でありますけれども、生活インフラとしてのですね、工事と強靱化対策が必要だと思っております。水道がまだまだ柚木川内のところ、万江川ですね、まだぶら下がった水道管が状態でもありますし、電気が止まるというようなことがありますし、通信が4日間ですね、止まったということがありますので、そういう生活インフラをどのように強靱化していくかというような計画をつくっていきたいと思っておりますし、生活再建としては、仮設住宅入居者が25戸の55人おられます。そういう方々、将来にわたってどのような生活を保障していくのか、それから村営住宅をどのように建設しながら入居をしてもらうのかというような、生活再建の問題、長期、中期、短期からその計画を策定していきたいと思っております。

また、災害に備えたコミュニティの形成ということでもあります。いろんなハードはですね、元通りになりますけれども、そこに暮らす村民の皆さん方のコミュニティの問題、また防災意識の問題をいかに高めていくかというのは、もっと大事な問題だというふうに考えていますので、そういうコミュニティを強くしていくソフト事業の転回を踏まえながら、議員おっしゃいましたもろもろの万江川の水害対策、創造的復興を図っていくというようなことを思っております。

ただ、これにつきましては、委員会を設置するということになりますが、今までは役場とそれから専門家を含めて村民の方々、また被災者も入れたいと思っておりますが、今回は全村挙げてやっぱりこの問題に対応していくということが求められているということから、議員の皆さん方もぜひこの委員に今回は参画しながらいろんな意見を述べていただく、そして、全村一致ですね、すばらしい計画、また実践の工事を、実践の行動をしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 村長がおっしゃられたハード面の復旧・復興ですね、ソフト事業の展開など含め、村民の皆様も一日も早い復旧を願っておられますので、早急な対応をお願いいたします。

続きまして、2番目に、台風シーズンにおける新しい避難について伺います。

現在、台風シーズンに入っており、一昨日6日夜からの台風10号では、防災無

線や消防などの素早い対応には大変感謝いたしております。また、山江村の避難所に避難された方々におかれましては、今回130名と過去最高ということで、村民の皆様への危機意識の高さも伺えます。今後さらに発生するかもしれない豪雨による土砂災害や河川の氾濫等の防災に加え、今年は新型コロナウイルスの感染対策まで加わり、これらが重なる複合災害は何としても避けなければなりません。これからは、外に避難することさえできないほど危険な場合には、横への避難だけでなく、縦への垂直避難も考えるべきだと言われております。また、親戚や友人の家を頼りに分散避難される方や、車中泊も増えるだろうと予想されております。こういった新型コロナウイルス対策と、このような対応と避難策はどうされるのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。まずは、村内の避難所についてですけれども、緊急時の地域の緊急避難場所としましては、各地区の公民館が指定しておりまして、また、多くの収容人数が可能な農村環境改善センターなど、8カ所を災害時の指定避難所として指定しておるところでございます。さらに社会福祉施設等の協定によりまして、高齢者や障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所を福祉避難所として、山江老健施設、それから小型多機能ホームの黎明館も指定しております。

さらに、万江地区ですけれども、今回、災害によりまして大きな被害を受けました万江地域の指定避難所となっている地域でございますけれども、万江地域はほとんどがイエローゾーン、それからレッドゾーンに指定されております。唯一指定しているのが温泉ほたるでございますけれども、今回その温泉ほたるも7月の豪雨で被害を受けましたので、周辺の土砂災害における安全性については、万江地域での安全を確認しまして、温泉ほたるにつきましては、再調査をしまして、指定避難所については検討していきたいと思っております。

議員申されましたように、今後の台風シーズンを迎え、避難も予想される先日の10号台風もでしたけれども、様々な情報をそれぞれ村民の方が判断材料としまして、新型コロナウイルス感染防止も考えられて、親戚や知人、友人宅、さらに車中泊などの分散型避難も検討されて、明るい時間帯での早めの避難準備と避難開始をとり、自分の命は自分で守る行動をとっていただきたいと思っております。

また、避難所の運営につきましても、新型コロナウイルス感染防止の日常的な感染防止対策として、一人一人の基本的な感染対策からマスクの着用、手洗い、手指消毒、体温測定などの健康チェックなども実施しているところでございます。全体的な新型コロナウイルス感染症については、国内においても感染経路が特定できない

症例が多数あがっており、県内においても増加が確認されております。村民の皆様も感染防止対策として、新しい生活様式から、三密の会議や衛生対策を徹底した生活をとっていただきたいと思っていますところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 詳しい説明でした。村民の皆様へのそこのところを村民の皆様にも伝達、アナウンスですね、していただき、徹底をしっかりとお願いしたいと思えます。

それと、できるだけ早く新しい復旧・復興と、大切な命を守るということを祈念しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、8番、西孝恒議員より、1. 河川堤防決壊越水対策について、2. 村や主に万江地区へ尽力中の施設の復興について、3. 非常用通信について通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒君。

西孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく申し上げます。

本日の質問内容は、ただいま議長からありましたけれども、その中の3番目の非常通信については、後ほど行われますところの質問内容と重なっていますので、私のほうが割愛させていただきます。

では1点目ですが、令和2年7月豪雨とか熊本豪雨と言われております今回の豪雨の雨量は、前日の7月3日の夕方の時点で、気象庁は県内のその後24時間の雨量を多いところで200ミリと発表されていたようですが、実際には400ミリを超えたということで、本当に今回の集中豪雨は、まさかという危機感にずれがあったようであります。

万江川の堤防や県道も何か所も決壊し、また寸断し、さらに万江川の城内付近は、最も川幅が広いところと思いますが、その付近の堤防も決壊しまして驚いたところですね。単純に考えますと、堤防の限度を超えた水圧、水量であったからと思いますが、専門的には執行部より、そのようになりました原因と、今後、根本的な河川改修の必要性が考えられる中で、国や県の意向もありますが、村内を流れる川として、執行部より、現在のところの方針や状況などをお願いしたいと思えます。

先ほど本田議員の質問に村長より、全体のことはですね、ご答弁ありましたので重なるかと思いますが、担当課よりありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回のご質問につきまして、熊本県の管理河川となりますので、県に確認がとれた範囲でお答えいたします。

一つ目の堤防の決壊、越水した箇所の原因と、根本的な河川改修の必要性についてでございますが、万江川では、越水が生じていることを踏まえ、復旧計画高の検討等、参考にするために水位痕跡による被災水位の調査を県が行っております。災害復旧の原則である原形復旧を基本としつつ、被災原因の分析をもとに、再度災害防止の観点を考慮し、流水の円滑な流れの確保や、適切な護岸構造等について検討を進めるとの回答でございました。

山江村としましても7月豪雨の越水の原因調査と再度災害防止の観点に併せ、今後開催が予定されている災害の検証委員会などの意見も含め、県に改修の要望を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 先ほどですね、堤防決壊のメカニズム的なことが、先日の熊日新聞にも載っていました。これですけれども、球磨川のことですが、増水した濁流が堤防を越えるときに壊れたのではなく、その濁流が再び川に戻るときに、外側から壊れたというところが数カ所あり、この事態は想定外であったことから、国土交通省九州地方整備局、九地整はすぐに堤防調査委員会を設置し、既に調査中であるようです。本村でもそれに似たようなところもあったのではと思います。

次に、下の段橋から上流の両護岸の越水対策についてですが、この点につきましては、平成25年の6月定例会におきまして質問していますが、この付近は堤防らしきものではなく、高さもあまりないことから、その前年の大雨で越水して危険箇所ということで、護岸整備については県のほうへ要望していきたいということでしたけれども、県の優先順位などから今回まで進んでいないようであります。そのへんの対策と、先ほどの城内団地近くの堤防決壊ですが、現在はその付近は丈夫なとん袋で補強をしてもらっております。

災害の復旧は原形復旧が基本のようですが、今回の決壊で村営住宅も使えなくなっていますし、先ほどの堤防の構造についても、さらに信頼性の高い堤防が求められます。県の意向もありますが、今後備えた対策として、執行部の方針などお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。下の段上流両護岸の越水対策と城内団地近くの堤防決壊から、さらなる信頼ある工法につきましても、こちらも

熊本県の県管理河川となりますので、確認が取れた範囲でお答えいたします。

こちらも下の段上流の越水につきましても、水位痕跡等による被災水位の調査を行い、状況把握に努められております。山江村としましても写真等のデータを提供しながら、情報を提供しているところでございます。

また、城内団地付近の堤防の一部損壊に対しましても、先に述べた万江川同様に調査検討中という回答でございました。こちらにつきましても山江村としましては、今後開催される災害の検証委員会などの意見を含めて、引き続き県へ要望を行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 下の段橋上流の護岸はですね、以前から懸念があったところがありますし、城内団地付近も今回の決壊から油断できない状況であります。今、ご答弁ありましたけれども、県へも引き続きですね、要望のほどよろしくお願ひしたいところであります。

では、2点目の質問です。これも水害に関連しまして、村や主に地元地域へですね、尽くされています施設の復興についてであります。2カ所あげていますが、この2カ所ともですね、その後の熊日新聞にですね、大きくこちらに大きく報道されていまして、私もそれに注目しまして一般質問をさせてもらっています。

どちらも既に復旧がなされている途中ですので、質問が遅くなりましたが、一つは、山江村ヤマメ生産組合施設の壊滅的被害であります。この施設は尾寄崎地区の養殖場で、知る人ぞ知る名所かと思えます。この養魚場は、山江村ヤマメ生産組合となっておりますが、経営は代表者の方が個人的に頑張っておられるようです。それだけに今回のヤマメ6万匹の全滅の被害は、本当に痛ましいことでもあります。

こちらのほうにですね、熊日新聞から、ヤマメが全滅したこちらがいけすであります。ご覧になっていると思いますが。また、近くのキャンプ場もですね、同時に整備されていますが、そのころですね、こちらも老朽化などでですね、活用は休まれているようです。先日、議会でもですね、現地調査に行ったところではあります。再復旧・復興できましたら、尾寄崎地区ならではの、自然を生かしたさらなる活性化につながらないかと思えますが、執行部のお考えをお願いします。

それから、次にですね、続けてもう一点は、万江地区唯一の商店として、長い歴史の中で地域のなりわいに根ざしてこられました、万江地区中間のお店としてなじんでいる老舗であります。そのようなお店も今回の7月豪雨によりまして、今回でもあっておりますが、今回は特に村内では最大とみられる床上2.5メートルの浸水で、全壊との診断でありまして、また、近くの県道や水田なども集中した箇所でもあります。この記事のこのへんにですね、その商店さんとのインタビューもです

ね、載っております。

これまでの歴史からですね、そこに商店があることが当たり前で、地域のよりどころの雰囲気もありました。現在は片付けが続いている状況で、近くを通りますと、万江地区の中間点の火が消えているようで、寂しい感じであります。それから同店は、買い物支援など福祉対策にも必要を感じますが、こちらも個人経営でありますので、復旧には相当な労力や費用、時間もかかると思います。執行部とされましても地域づくりの一環として、またなりわいとしても、補助金や再建支援など対策がありましたらお願いします。

1点目を併せてですね、まとめてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。まず最初は、ヤマメの養殖場の復旧の方向性ということでございますけれども、被災が起きましたヤマメの養殖場につきましてはですね、ヤマメ自体は本村の特産物の振興として欠かせない施設であるというふうに思っております。また、管理委託しておりますけれども、施設自体は村営の村の施設でありますので、また、今後ですね、復旧を進めていきたいというふうに思っています。

ただ、原形の復旧ではなくてですね、今回の災害を考慮しまして、生産者の意見をもとに復旧を進めたいというふうに思っております。この復旧費用につきましては、今回の補正予算で計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目の被災した商店の支援につきましては、これにつきましては、議員がおっしゃるとおり、やっぱり本人の、個人経営でありますので本人の意向が重要であるというふうに思っております。ただ、被災した店舗を復旧する際はですね、復旧する費用の4分3が補助されるなりわい再建補助金や、事業再建のための車両購入、店舗改装等の経費の3分の2、上限200万円でございますけれども、これが補助される持続化補助金を活用するなどの再建支援や、また、仮設の店舗を設置する場合に支援する制度というのがあります。いずれにしましても本人の意思をですね、意向を重視した上で、商工会と連携しながら、しっかりと支援していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいまヤマメ養殖場につきましてはですね、先ほど村の特産物振興として欠かせない施設ということでですね、ご答弁にありましたのでよかったですと思います。代表者の方とですね、今後のことをぜひ話していただきながら、よろしくお願ひしたいところです。

また商店につきましては、各種補助金の活用もあるということですので、これもどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の豪雨災害はですね、村内外でもあらゆる所で発生していますが、その中でこの熊日新聞、こっちですね、とされては、今回特に山江村のヤマメ養殖場や淡島の被害ですね、被害が集中したところについて、第一面に大きく取り上げていただいたようです。熊日新聞ともなりますとですね、この小さな記事でもかなり反響がありますが、今回はこの第一面、トップのそれも最大級の取り扱いであります。この報道からですね、県内はもちろんさらに広く伝わることになりましたので、その後の復興についても注目度の高い部分ではないかと思ひます。

最後の3番目の質問は割愛いたしましたので、以上で通告いたしました7月豪雨災害からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時05分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、5番、森田俊介議員より、1.（株）やまえセクシャルハラスメント事案についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介君。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） 議長のお許しをいただきましたので、5番、森田俊介から一般質問を行います。

今回は8人の議員さんたちが、令和2年の7月豪雨災害についての一般質問が多く出されております。また、豪雨災害で被害になられた方々、また亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、早急の日常生活が取り戻せるように期待するものであります。

話は一転しまして、この事故、事件に、事件といいますか、1年半前のことだそ

うで、今年の4月ごろ女性の方から相談があり、第三セクター会社でセクハラ行為があった。事実関係を上司に相談したが、1年半以上経過してもご回答がもらえず、女性の方は毎日心痛みの日々でありました。

今回、私に相談がありまして、一般質問の中で、山江村のセクハラ行為についてがありましたから、そこをお聞きくださいということでありましたものですから、一般質問を行います。時間が制限が30分ということで、一問一答でお願いいたします。

やまえセクシャルハラスメント事案について、村長にご答弁をお願いいたします。女性社員へのセクハラ行為は事実かをお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） ご質問の事案につきましては、私、（株）やまえの社員の懲戒等審議会の委員をしております、今回の事案につきましてもその審議会の中に出席をいたしております。一応その審議会のですね、概要と結果について説明させていただきますと思います。

○5番（森田俊介君） それはよかです。あつたかないかをひとつ一問一答でお願いします。

○副村長（北田愛介君） じゃあ審議会のですね、結果。

○5番（森田俊介君） いや、そこをセクハラ行為があつたかないかを、事実か、本当かを確認してから私の質問にまた次へいきたいと思っておりますので、お願いします。

○副村長（北田愛介君） それではですね、審議会の結果でございます。本件につきましては、事実であることが確認されませんでしたということで結果が報告されております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 事実でなかったということでもいいんですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 報告書では、ただいま申し上げましたように、事実が確認できなかったということで報告されております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） では、この訴えに対してですね、（株）やまえ、会社として村長、対応はしたのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回ですね、このセクハラ事案に関しましては、昨年の10月の取締役会で、社員からいろんな意見があるから聞いてほしいという話がありました。従いまして、その取締役会の中で私は、全社員からですね、そのいろんな意見

を聞きますと言いました。その前に当たって、前に当たってですね、(株)やまえを改善するアンケートというのを全社員からとったわけです。10月にですね、昨年の10月、この中でいろんな意見が出てきたわけでありましたが、その中に今回おっしゃった方は、面接の際に申し上げたいと思いますというような回答でありました。

従いまして、10月でありましたが、11月、12月は温泉センターは大変繁忙期に入りますので1月にとっておりましたら、その面接のほうですね、ヒアリングのほうを。私、12月末から体調をこわしまして、2月ぐらいいまでなかなかその面接ができなかったということでもあります。面接を行った日が3月の10日と13日、全社員のですね、この面接のアンケート結果をもとにしてヒアリングを行わせてもらいました。

そのアンケートの内容も言っておきますけれども、一つは、温泉宿泊食堂の経営についての改善点を言ってください。2点目は、物産館の経営について、特産品の開発、販売促進、加工施設等の改善意見を言ってください。そして自由意見を言ってくださいと、三つに分けてそのアンケートを取らせていただいたということでもあります。

その3月10日と13日の中から、いろんな意見が出る中での、もちろん改善意見もあり改善もしておりますけれども、その先ほど言われた方がセクハラ事案を言われて、いわゆる3月13日の日に私は初めてこの事案がわかったということでもあります。

従いまして、この事案とですね、もう一つパワハラ的事案も出てきました。このパワハラとセクハラの訴えがあったことによりまして、4月に審議会を開くという規定を整備し、その規定に基づいて第1回目を5月1日招集して審議しておりますが、審議会は都合4回開催をされております。訴えられた方はですね、女性でありましたので、男性ばかりの委員会に話しにくいだろうということもありまして、役場保健師と女子職員の2名で事実確認を行ったということもありますし、その後ですね、外部の方々からも傍聴の申し出がありましたので、外部の方々からの傍聴も含めて、その審議会でのヒアリングを行った。今日こちらのほうに傍聴でありますけれども、ということでもあります。

従いまして、そういうことに4回の審議会の回答として私、受け取っておりますのは、そのセクハラ、パワハラ、セクハラから最初に審議会開催してもらいましたけれども、その結果、両者の意見が食い違い、確信する証拠もなく、目撃者もいないためこれ以上調査することが不可能であると判断し、本件については、事実であることが確認できませんでしたので報告しますという報告を受け、また、今後

え下記のとおり対策を講じてくださいということを文書を受け取っております。報告を受け取っています。それは未然防止のための有識者による社員研修を実施してください。

2番目に、今後同じような事案が発生した場合を考慮し、会社として相談しやすい、また、即対応できる体制の構築を図ってください。そしてもう一点大事なところは、直接本人同士で話し合いの場を持ってほしいという、本人からの要望があったということでありましたので、7月になりましてこの文書を両名に渡しておるということであります。

私自身もいろんなことを対策しておりますので、その話はまたあとで答弁したいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この事件ですね、事件がですね、発生してから、昨年3月知ったということでもありますけれども、女性はもう審議会の中で聴取はされて、男性はされたのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 審議会のほうではですね、先ほど申しましたように都合4回開いております。その中で、先ほど村長から答弁あったようにですね、女性の方はやはり話しづらいだろうということで、職員、保健師とですね、職員が女性が当たっております1回目。その後その確認した事実に基づきまして、セクハラをしたとされる社員については、審議会へ出席していただきまして、委員のほうで事実の確認を行っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その審議会の委員さんですね、どなた、何名でどなたが審議会のメンバーだったのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 審議会のメンバーでありますけれども、会長にですね、（株）やまへの副社長の稲留定則氏、それから審議員として4名おられますけれども、取締役の松本佳久氏、それから取締役の北田愛介氏、そして山江村の職員懲戒等審議員であります総務課長の白川俊博、それからもう一人は、株式会社支配人の中渡、以上5名を審議員として委嘱状を渡しております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 今この名簿を村長から紹介していただいたんですが、民間の方といいますか、社会のほうの関係者の方の考えはなかったのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 中身をよく知った方でもありますし、十分その方々の中でのヒアリングで事実関係を確認できるというような考えでありましたので、以上5名を指名したところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） このハラスメントに関しては、事実が確認されなかったからできなかったということですが、これ言わせれば一対一の行動ですから、他人は見ていないというふうに私は考えます。そこでその事実関係が認めなかった。そしたら男性の方はしていないということではないですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私、面接はしておりませんが、していないという報告を受けております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） そしたなれば女性の方が疑義というか、うそを言っているということになりますよね。そう解釈できませんでしょうか、副村長。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） うそを言っているとまではですね、言えないと思いますけれども、審議会としては両方の事実確認をしたわけでございまして、どちらの言い分も食い違いますので、どちらがうそを言っているとかそういうことじゃなくてですね、委員会としては、審議会としては事実確認ができなかったということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 非常にハラスメント問題は難しい問題であります。そういうどちらがうそを言ったとかうそを言っていないとかいう問題も含めて、事実確認ができなかったというような報告であります。

このあとですね、実はパワーハラスメントも審議会に入ります。それ終わりましたら、ある意味では「李下に冠を正さず」という言葉があります。要するに、梨園の下で冠をただしよると、梨泥棒に勘違いされますよというようなこともありますので、処分につきましては、何らかの形で、口頭処分なのかも含めて、そういう立場からですね、するという可能性もあるということは申しておきたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） これですね、女性の方からちょっといただいた文なんですけど、副支配人にさしよりセクハラ行為があったということを相談したと。支配人にまた副支配人から支配人に相談があつて、何度か行つたけれども答えてもらえなかったと。村長にも直接話しに行った。村長は証拠がないと警察は動けないと。謝罪

させるからと言われたもんですから、その場で帰ったということですが、これは事実でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 3月13日の面接の折ですね、セクハラ行為があったということをご本人はおっしゃいました。ただ相手の名前はおっしゃいませんでした。ただその中で、別の人の面接のときにですね、そのセクハラ事件を知ったという男性の方から、誰々でしたという報告があったということで、その人が私に直接会いたいと言っていますということでありますから、その後、村長室においでくださいと言いまして、村長室でいろんな話をしております。ただ、セクハラ、ハラスメント事件、刑事事件とするならば、なかなか我々では、行政ではどうしようもない問題があるからという話はしました。その中でいろんな話が。

ただ、また私がこう言うといろんな誤解を生むかもしれませんが、セクハラは冤罪も実は多くあるわけでありまして、事実確認をしっかりとつかむというようなことが大事だろうかと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、事実関係がないという報告を私、受けておりますので、あったとは言えませんから、ただ、そういう事案についてそういう訴えがあるということに対しては、非常にいかななものかなという感じがしておりますので、先ほど言いましたとおり、「李下に冠を正さず」というような行為については、十分に慎むようにというようなことを、2人にですね、その報告をしたあとの全社員を2階に呼びまして、そういう訓告、そういうですね、あいさつを私、しております。社長訓示をさせてもらっております。

訓示の内容も申し上げますと、ハラスメントというのは、非常に人権の問題で今、大事な問題なんだと。私が役場に行って何とかちゃんと言うと、それが相手が嫌だったらそれもセクハラになるし、おいお前、何とか用意して何とかしとけというのを、相手が嫌だったらパワハラになるし、パソコンがよくわからないで迷っていると、パソコンを教えにいったら、それがパソコンハラスメントになる。昼間ラーメンを食いにいって、ラーメンを食うたズルズルする音が嫌だといったらヌードルハラスメント、ヌーハラになるよと。会社から、仕事に行って、汗くさいと言ったらスメルハラスメントと。それから、夜飲みに行って、カラオケを無理やりすすめたらカラオケハラスメントでありますし、アルコールをすすめたらアルコールハラスメント、そういうような非常に微妙な、またナイーブな問題を含んでおりますので、そういうことについては、しっかりと人権問題として認識しながらですね、そういう指導をしていきたいと思っておりますし、我々役場も含めてですね、議員の皆さん方も含めて、しっかりと人権に携わる責任ある者として、この問題は対応し

ていかなくちゃいけないというふうには私は考えているところであります。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この件については、あっちやったりこっちやったりで收拾はつかないというふうに思います。男女雇用機会均等法という基本法の11条ですね、事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないように、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないとしてあります。もちろんこのセクシャルハラスメント問題が発生すると、行為者はもちろん、適切な防止対策や相談対応を行わなかった事業主も、裁判によって民事上の責任を問われるというふうにしてあります。

職場での性的行為、どうこうは許されず、事業主、すなわち村長は、セクシャルハラスメントに対し、必要な体制整備や雇用管理上の措置を講じることを義務化させる体制整備を考えていますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 体制を取っているつもりであります。先ほど言いましたとおり、今回13日のヒアリングにより、そういう事実が訴えがあったということに対して、審議会規定をつくり、審議会を委員を任命し、第4回にわたる審議会を開催してもらっていたところでありますし、また、先ほど申し上げました再発防止としてのもろもろの研修会も今後やっていくということでもありますし、いろんなそういう悩みをお持ちの方がおられましたら、そういう窓口もつくったということでもあります。あらゆる対策を講じながら、再発というとあったということになりますけれども、そういう声が上がらないような、健全な明るい会社を築いていきたいということを考えているところであります。

従いまして、対策は講じているというふうにご考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） そしたなれば対策は講じている。審議会のほうはまだ続ける考えはありますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えします。審議会は続けるか続けないか、設置しておりますので、その設置を解くということはありません。次はパワハラ審議会に入っていきます。当然そういう事案が発生したということであれば、その都度審議会を開催しながら事実を解明していく、聞き取りをしていくということになります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 時間もあんまりないみたいですが、社員のセクシャルハラスメントで、あったかなかったかわかんない。もし女性の方がですね、刑事のほうに、民事のほうに裁判に持っていかれたらどういうふうな対処をとられますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） そういう司法の場は、我々は直接、別のところでまたやられますので、警察を含めてですね、事実関係やられると思いますし、もしくは書類送検まであって、その中でどういうふうに展開するかは見守っていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） そういう展開にならないようにですね、私も望みたいとは思っておりますけれども、やっぱりこのところはですね、社長、副社長でもう少し突っ込んだ話をして、ちゃんと処罰とかいろんなことも含めてですね、対応をお願いしたいというふうに考えておりますが、どぎやんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） では最後になりますが、何度も言うようですけども、事実確認がないということについて、あなたが悪かったと処罰はできないわけでありまして。従いまして、処罰があるとすれば、そういう行為でそういう相談があるということ自体が問題なんだということを考えられるわけでありまして。

先ほどから言われるように、厳に慎みながらそういう職場づくりに努力をしていく、ハラスメントに対するしっかりした人権意識を深めていく、高めていくということが大事だろうかと思います。「李下に冠を正さず」ということにおいてはですね、訴えられた人に対する何らかの行動はでるやもしれないということは、冒頭申したとおりであります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この件ですね、役場の方が女性の方に対して面接もしていらっしゃるみたいですが、このところは必ずこの面接内容がですね、あったという事実なんですよね。そこが審査会の懲罰等の審査会でその確認はできなかったということは、おかしいんじゃないかなあというふうに思います。

時間もありませんので、この件についてはもう少しいろいろな問題でやっていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、3番、中村龍喜議員より、1. 7月豪雨災害についての通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） では、議長の許しをいただきましたので、通告に従い、3番、中村から一般質問をさせていただきます。

私は、7月の豪雨災害についてということで質問しますが、1番目が、被災者の空き家有効利用について、2番目が、被災者の生活再建支援対策についてということで質問させていただくようにしておりますが、2番目の被災者の生活再建支援対策については、前後の議員において質問されますので、質問が重複するというふうに思いますので、私のほうは2番の質問については割愛させていただきます。

それでは、1番目の被災者の空き家有効利用についてお伺いいたします。被災された避難者の方は、7月の4日から8月の22日、仮設住宅が完成し、入居をされるまでの間、約50日間というのを避難所生活をされたということであります。中には精神的に非常に疲れたという方もおられますが、現在、山江村の中に空き家住宅がどれぐらいあるのか。また、その活用についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 議員お尋ねの本村の空き家の状況ということでございます。空き家につきましては、数年前に村内全域を調査をいたしております。調査の結果につきましてはですね、空き家が山江村全体で112件、そのうち山田地区が65件、万江地区が47件ということでございます。その中で目立った破損がなく、利活用が認められる物件が30件ということであります。そして一部を修繕することによって、利活用が認められる物件が50件ということでございます。

所有者もなかなか地元にはおられずですね、アンケートによる意向調査を実施しております。その回収が30件ということでありましたけれども、その中で、売却希望、売ってもいいですよという方が8件、賃貸希望、貸してもいいですよという方が1件ということであります。そのうちに空き家バンクの登録をしてもいいですよという希望者が5件ということでありましたが、空き家のバンクの登録を推進しておりますけれども、なかなか登録には至らないのが現状であります。現在登録されている空き家につきましては、1件であります。

所有されている空き家の利活用につきましてはですね、所有者本人の大切な財産でもありますので、相続等が様々なクリアをしなければならない問題もあるかと思っております。以上が本村における空き家の現状でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、課長のほうから空き家の状況についてはお伺いしたところですが、私が言いたいのは、緊急に仮設住宅もできたわけですが、入居をされるまでには50日間近い避難所生活があったと。もし空き家が速やかに利用できれば、そういうふうな精神的な苦痛を訴えられる方なんかの、空き家入居なんかも考えたほうが一番いいんじゃないかなあというふうに思っているところです。

今回仮設住宅が25戸建設されまして、8月の22日の入居時、希望者25人ということで、ちょうど同じだったということでもありますけれども、避難者の中には、親戚のほうにとか、知人のところのほうにというような形で、避難所生活じゃなくて、そういうふうなところに住まわれた方もおられるというふうに聞いております。今後におきましても、せっかくの空き家が全体的に見ますと113件あると。山田に65件、課長が言いましたように万江に47件あるというようなことであれば、こういうふうな今後起きますいろいろな災害等に含めてもですね、この空き家利用というのは、重要なことではなかろうかというふうに思います。

ただ、課長が申し上げましたように、この空き家の問題につきましては、いろいろと所有者との関係もあるかと思えますけれども、常日頃、役場あたりでもそういうふうな空き家については、速やかな対応を取っていただければ、こういうこれからも起きますであろう災害等につきまして、速やかな避難、入居ができるんではなかろうかなあとは思います。

今後におきましてもいろんな面に、こういうふうな山江村の中にも112件という空き家があるということは、村民の方も驚きの方もおられるんじゃないかなあ。山江にそんなに空き家があるのかなと。いろんな場所もありましようけれども、今後考えられますいろいろな災害のときに、この空き家利用というのが一番手っとり早く、速やかな生活が送られるんじゃないかなあというふうに思いますので、ぜひこの空き家については、再度調査をするなりして、所有者との関係もありましようけれども、速やかな支援策ができますようお願いしたいというふうに思っております。

仮設住宅の中でですね、2年間というふうな期限があるというふうには聞いております。そこを出られても、家が全壊したり半壊して、なかなか既存の今までの家では生活できないというふうな方もおられると思いますので、こういうふうな機会も踏まえて、空き家のですね、有効活用をお願いできればというふうに思います。今後、村の方針として、この空き家の利用について、何かお考えがあれば伺わせていただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 空き家の活用でありますけれども、まずは、空き家は村有財産ではなく個人財産ですね、ということが大原則にやっぱり考えないといけないと思います。その所有者の意向がありますので。

先ほど申し上げましたとおり、空き家112件あるわけですね。そのうちの利用可能という物件が30件に減ります。30件です利用可能がですね。その30件でアンケート調査をしました結果、売却希望が8件、売ってもいいですよというのが8件、貸してもいいですよというのが1件、その方々に、空き家バンクの登録をしてくださいとお願いをしましたところ、希望が5件でありました、5件、というような具合で、特に空き家の場合は、我が家にまだ先祖の仏さん、仏壇があるとか、まだタンスが入っているとかですね、なかなかそういうことが片付かないと売却、賃借には至らないというような現状があらうかと思えます。

ただ今回の災害におきましても、それぞれの空き家にですね、山江村外の方が住まわれているということも聞いておりますし、当然、役場のほうで調査をして、その賃借の契約ですね、家の売買の契約は当然役場はできませんので、そういう方も実は委託しながら、今、登録が募集をしておりましたら2件の不動産の方がおられますので、そういう方々に紹介しながら、今、その空き家活用については、進めさせてもらっているというところであります。

おっしゃいますとおり、先ほど言いましたとおり、活用できる物件が30件ありますので、今、25戸のうちにですね、住める物件、これはマッチングといいまして、要するに住まわれる方と貸す方の希望が合うか合わないかというのが非常に大事になります。この物件はあるけどそこには住みたくないとかですね、ここにはいろんな課題があるとかですね。ただ、空き家を買われてそこに住むという方につきましては、ご案内のとおり100万円補助をしておりますので、そういうことも周知しながら、空き家活用については進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長が言われたようにですね、空き家あたりの購入については、村からの助成もあるというようなことであれば、いろんな機会にそういうふうな助成のことも含めて、広く知らしめることが大事じゃなからうかなあというふうに思います。

先ほども言いましたように2件目についての生活支援については、前後の議員の方と重複するところがありますので、私のほうはこれで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） ではお諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時43分

再開 午後 0時57分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、10番、秋丸安弘議員より、農林業の振興についての通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。10番、秋丸安弘君。

秋丸安弘君の一般質問

○10番（秋丸安弘君） それでは10番、秋丸が、議長のお許しが出ましたので、通告のとおり農林業の振興についてを質問いたします。

まず、7月の豪雨災害において甚大なる被害を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。また、早い復旧・復興を願っているところでございます。

まず最初に、農業の被害状況、農地、水路、井堰、農振地等の被害状況についてお伺いしたいと思います。まず水田が25.8ヘクタール、190カ所、2億8,900万円、畑3.2ヘクタール、30カ所、1億5,000万円の被害が出ているところでございます。また、農業施設につきましては、頭首工が300メートル、10カ所、2億1,300万円、水路2,300メートル、58カ所、1億5,700万円、農道等が500メートル、46カ所、1億2,500万円となっておりますが、この災害については激甚災害の指定を受けられると思いますが、補助の状況によって補助率が何パーセントか、また個人負担が何パーセントあるのかご質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。山江村は緑豊かで農林業が主幹産業でございます。今回の7月豪雨災害で農林業において甚大な被害が多数ですね、発生しております。被災をされました農林家の方々には、心からお見舞い申し上げます。

さて、先ほど議員のほうからですね、農林業関係の特に農業ですね、関係のですね、被害状況については、若干のですね、数字等を言われたところですが、再度ですね、若干申し上げたいと思います。

7月29日ですね、県の報告をしております被害状況でございますが、農地等へ
のですね、土砂流入、それから崩壊等がですね、田んぼ25.8ヘクタールで19
0カ所、それから畑3.2ヘクタールの30カ所、それから頭首工、井堰ござい
ますが、土砂堆積、それから損壊300メートルが大体10カ所ぐらい。それから
水路2,300メートル、58カ所、それから農道、農作業等のですね、損壊等が
500メートルの46カ所となっております。被害額につきましては、概算で農地
が約4億3,900万円ですね、それから堰、水路等が3億7,000万円、農道・
作業道が1億2,500万円となっておりますので、大体合計がですね、9億3,4
00万円程度になるのではないかというふうに思っております。

それから、激甚災害というようなですね、ことでございますので、大体はつきり
はですね、しておりませんけれども、98%程度ですね、国の補助がつくというこ
とでございます、農業用水路につきましてはですね、ほとんど個人の負担はござ
いせんけれども、農地のですね、田畑とかの水害についての個人負担は、大体1
割程度になるかということで現在考えるところでございます。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 個人負担が1割程度ということでございますけども、ただい
ま高齢化が進む中で、大変個人負担1割、1,000万円かかれば100万円の負
担になるわけですけども、その負担を、この災害は自然災害でありますので、こ
れを県、村で個人持ち出しの分がなくなるような助成する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。先ほど申しましたとお
り、農業施設につきましてはですね、国の補助等ですね、大体金額についてはで
すね、個人負担はないであろうかというふうに思っております。農地につきましては
のことでございますけれども、農地につきましては、もともとというかですね、基
本的に個人の財産でございます。個人の財産ということでございますので、今、議
員が言われたとおりですね、国の補助、それと県とか村の補助で対応ということで
話をなされておりますけれども、なかなか個人財産にですね、村のほうで直接介入
するということは難しいと思っておりますので、現在のところ1割程度ということ
で先ほども申しましたが、実際その激甚災害もですね、増戸でまだ何パーセント上
がるかわかりませんので、1割程度からか大分少なくなるのではないかというふう
に考えておりますので、今のところ村、県のほうでは、上乘せは考えておらないと
ころでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今の問題であります、山江村だけの問題じゃないということ

であります。錦のほうからも同じようなことを聞こえてきていますし、球磨郡一帯となつて、どのような意見があるのかということをもとめていくというのは今からでありますし、個別にいろんな要望を国・県にしていこうということになります。

ただ、課長言いましたとおり、全く払わなくていいのかということになりますと、国・県のほうも個人財産についてですね、すべて公費で、いわゆる税金で負担するということはなかなか厳しいということではありますが、上乘せがあるべく、球磨郡の町村会も含めてですね、検討、要望していこうということにしております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） やっぱり個人負担がないということで、やっぱり1年、2年ではすまないと思うんですけど、復興、復旧するのに、その間、収入もございません、まして高齢化が進む中で、高齢者の方は、もう農地は要らないという方も出てくるんじゃないかと思えますけれども、その点について、村長はどういうお考えですか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 非常に構造的な問題で難しい問題と思います。全般土地改良事業をですね、杵町だったですかね、起こそうとした折に、ぜひお願いしたいという全体的な意見はありましたけれども、負担金になりますと、もうその負担金まで払っておどませんでよか、ということでもありますので、非常に難しいと言いながら、と言いながら、やはり農業立村、林業立村の山江村をどう維持していくか、どのような手法によってですね、高齢化が進みますので、この農地を守っていくかという課題は変わっておりません。

従いまして、その農地については、先ほど言いますとおりですね、できるだけ個人負担を少なくするような形で、県のほうに、国のほうに要請していくと答えておりますが、そのとおりに頑張っていくということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 個人負担が少しでも少なくなるように、執行部のほうも努力していただきたいと思います。今まであげたのは、災害にかかわることだけなんですけれども、これが40万円に届かない場合、これは届かない事業に対しましては、多面的機能支払交付金のほうでやるんじゃないかと思えますけれども、これを災害にかかわるように団地化し、地区井堰ごとにまとめて40万円以上になる方向に持っていく考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。まず団地化とかいいですか、災害復旧事業にですね、含めてというようなお話でございます。実は災害復旧

事業ですね、施設につきましては、大体40万円、施設も農地もなんですけども、災害復旧事業は40万円以上のものがですね、該当するというところでございますが、施設についてはですね、大体40万円以上を超えるだろうというふうに考えております。問題になっているのは農地のほうの復旧ということでございますが、農地につきましては、言われるとおりですね、団地化といいますか、大体150メートルですね、以内の災害について、20万円とか10万円とか小さいものですね、については、150メートル以内では、その一つですね、災害地といいますか、災害地ですね、ということで対応ができるようになっておりますので、今、言われたとおりですね、団地化といいますか、150メートル以内でですね、40万円以上になして、それを災害・復旧にかけようというふうな方向でですね、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） それはそれでいいんですけども、できればもうちょっと視野を広げて、使い勝手のよい方向で国・県を騙すんじゃなくて、それなりの方向でやる方法は考えておられませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） お答えします。先ほどですね、お話がありましたとおり、今回は災害復旧事業につきましては、国の事業、それからですね、議員が申されました多面的支払事業ですね、それから、中山間地におきましては中山間地域の直接支払事業のですね、3点が国の補助といいますかですね、この災害復旧事業が行うことができますね、可能という事業になっています。

先ほどからですね、お話がありますとおり、国の災害復旧事業はですね、もう大体決められた事業内容、それから多面的な事業については、先ほど申しましたとおり、農家さん方ですね、自主的な活動だとか、重機の若干のですね、使用については対応できるというようなことですので、できましたらですね、災害復旧、一番いいのは個人負担のほうがない作業ですね、できるということであれば、多面的とかですね、中山間のほうを利用していただいて、農家の負担をですね、下げていくという方法がいいかと思っております。

ただ、国・県のですね、その法的に決まっておりますその制度をですね、ちょっと騙すということはちょっと今のところ考えておりませんので、その事業の中でですね、対応をしていきながら、早めの復旧といいますかですね、復興・復旧のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 農政のほうも大変忙しいと思いますけれども、農家の方も一

生懸命自分たちでできるところはやるということで頑張っておられますので、今後とも支援のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、次に農作物の被害状況についてお伺いいたします。水稻が12.6ヘクタール、8カ所、1億2,000万円、葉たばこが0.6ヘクタール、300万円ということで報告を受けましたけれども、本年は長雨と日照不足のため、水稻は収量が大幅去年並みよりか下がるんじゃないかと心配しているところでございます。それにつきましてまた災害が発生しております。今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。先ほど答弁いたしました農地、農業施設のですね、被害状況とはほかに、農作物のですね、土砂流入等によります被害等がですね、先ほど議員のほうも言われましたとおり、水稻、たばこ、果樹等を含めて大体1,600万円程度ですね。農業用、これはまた別に出ておりますけれども、農業用の機械ですね、機械とか倉庫の浸水被害等におきましてですね、大体3,600万円程度の被害を現在ですね、確認をしておるところでございます。これにつきましても機械等のですね、復旧といいますか、修繕とか購入等につきましても国の補助のですね、強い農業・担い手づくり交付金のほうを使いながら、今後対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどありました長雨によりますですね、水稻のということでございますが、今回この7月の豪雨等もなんですが、昨日といいますか、台風10号によりますところの被害状況を確認をしましたところですね、やはり早植え、早く田植えをされているところ、それから虫といいますかですね、病害虫で若干虫が入っているところ等につきましては、稲の穂がですね、倒れているということを状況を確認をしております。やっぱり今後ですね、その田植えと虫の状況もございませけれども、水稻のですね、作付けから収穫までのですね、全体の施策といいますか方法をですね、JA、県あたりとですね、検討しながら、今後についてはそういう作物のですね、成育についても進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今、言われたとおり、病害虫が今年度はものすごく発生しております。それも今年度は新しい農薬が出まして、箱剤なんですけど、それを使ったところは今でも虫の被害はないと。今までどおりに使っていた箱剤に対しては、大変な被害が出ている状況で、目に見えてわかる状況でございます。こういう点につきましても農政のほうでしっかりと周知していただければ幸いかと思っております。

それでは、次に林業全般について質問いたします。林道、作業道の災害状況をお伺いいたします。今回、路線に対して10路線、27カ所、1億7,700万円、84カ所、1,000万円と、治山のほうが6カ所、1億9,000万円となっておりますが、そのほかにも調査していないところ、申請がされていないところも多々あると思いますが、この件につきまして、まだ増える可能性はありますか、質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。林道の被害状況でございますが、村が管理しております林道10路線において、路面の流出、路肩の決壊、法面崩壊など27カ所、土砂流入など小規模なですね、被害を含めると163カ所の災害が発生しております。また、山腹崩壊など治山関係は6カ所の災害が発生いたしております。被害額として、先ほど議員も申されましたけれども、林道関係、約2億7,400万円、治山関係、約1億9,000万円の被害状況を確認をしているところでございます。

ただ、作業道等につきましてはですね、現在のところ8路線の大体6,200万円程度の被害を確認しておるところでございますけれども、路線全体ですね、状況が不明でございます。今後地元の方からのですね、連絡等によりまして、災害のですね、箇所確認を進めていく状況でございますので、まだまだ増えるんではないかなあというふうに思っておるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今、言われたように、まだまだ増えるんじゃないかというところでございますけれども、山が荒れる一方であれば、鳥獣被害も多発する恐れがあります。そして、まして今回の災害のように可能性、できれば鳥獣被害がなくなることを願っているところでございますけれども、その点について、早急に整備される考えはありませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。鳥獣害対策ということでございますが、言われますとおりですね、鳥獣害対策は毎年ですね、村としても鳥獣害、駆除に対してですね、相当数の補助金といいますか、支払っているところでございます。やっぱり、山全体といいますかですね、森林全体のことをやっぱり考えますと、森林の生産ですね、植林しながら、また木を切りながらですね、循環型の森林を進めていく中で、どうしても鳥獣のほうもですね、増えつつございます。

今回の災害につきましても一節では災害、鳥獣の被害によりましてですね、下草あたりがなくなり、山から石がですね、落ちているというような状況もあるのではな

いかというようなことでもございますので、今後につきましても更なるですね、鳥獣害対策も含めながら、森林の整備についても進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） それでは最後の質問になりますけれども、伐採後の植栽の方法について。伐採後、植栽されずにはげ山になっている状態が多々あります。今回の災害についても一利あると思いますが、植栽を助成、指導する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。伐採後の植林、植栽のですね、義務ということでございますが、平成28年5月にですね、森林法の改正によりまして、森林所有者などが森林の立木をですね、伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画をですね、届けを出さなくてはならないということが義務づけられております。また平成29年4月以降、伐採後の造林を完了したときは、事後に伐採後の造林にかかる森林の状況の報告をですね、行うことも義務づけられているところでございます。

先ほどですね、言われましたとおり、伐採の届出というのは、伐採の方法がですね、皆伐である場合などはですね、切ったあとに約2年間のうちにはですね、植栽を行わなくてはならないというふうなことでございますし、また、天然更新を行う場合には、5年以内に天然更新を行うというふうなこともなっております。それから、人工林もですね、人工林のほうで行う場合も5年間というふうなことでなっております。

ただ、伐採の方法がですね、間伐の場合は更新を行わない伐採であるため、伐採後のですね、造林の計画はですね、不要ということですので、植えなくてもいいというようなこともうたわれているところでございます。それから皆伐、全部ですね、主伐といいます、した場合ですね、伐採後において森林以外のですね、用途、1ヘクタール以下についての宅地造成ですね、等にも供される場合は、届出時にですね、そういうような記載をすれば認められると、植えなくてもいいというようなことにもなっておりますので、このあたりはですね、森林所有者の方々とお話をさせていただきながら、また、その計画をですね、見ながら進めていかなければいけないものではないかなというふうに考えております。

助成ですね、助成金ということでございますが、どうしても森林につきましても民有林の場合はですね、個人の所有でございます。今ですね、森林管理経営制度というのがございますけれども、その中で、適切にですね、森林管理をできない、荒

廃する森林等がある場合は、村よりですね、森林所有者に意向調査を行いながら、所有者が村にですね、経営委託をして委託管理をですね、するようなことができるようになっておりますので、今後ですね、意向調査の上、今後やっぱりどうしてもですね、高齢者とかですね、こちらにおられない方々ということで、経営といいますか、ができない、管理ができないということがありましたらですね、そのあたりの意向を聞きながら、村のほうでもその委託を受けてですね、行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 本当に林道、作業道、また植栽後の植林、これを徹底して指導していただきますよう、まずさしより林道、作業道の整備を先に急いでもらいたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、4番、赤坂修議員より、1. 令和2年7月豪雨生活再建支援についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修君。

赤坂修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂でございます。議長より発言の許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

最初に、このたびの豪雨災害に遭われた被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今回の一般質問では、令和2年7月豪雨生活再建支援についてということで通告しておりますが、山江村例規集の中から、災害に関連した3項目の条例、規則、要綱等について、執行部の対応、考え方について質問いたします。

1点目として、山江村税災害減免条例についてとしておりましたが、通告後に議案をもらいまして、本定例会にこの条例の全部を改正する条例が提案されております戸惑ったところですが、条例制定後、50年近く改定されていなかったということで、適用所得金額の範囲の変更、適用される損害の金額が10分の3以上から10分の2以上への拡充等など、時代に沿った変更等であり、根幹部分の変更はないようですので、現在の条例、規則、要綱に沿って質問いたします。

山江村税災害減免条例では、個人住民税、固定資産税についての減免、また、山江村国民健康保険税条例の第25条でも、国民健康保険の災害等による減免の条項がありますが、減免については、災害を受けた月以後の納期にかかわる税額、7月末の納期分から該当するかと思いますので、軽減または免除するとなっております。

災害発生から2カ月が経過した現在、被災された方からの申請状況、問い合わせなど、どのような状況かお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。村税に係る災害減免でございますが、該当する税は、村民税、それから固定資産税、国民健康保険税となっております。また、減免の割合につきましては、所得や被害の程度により、10分の2から全額減免までそれぞれ区分がございます。

減免の申請状況でございますが、8月31日現在、21件の申請があっております。これにつきましては、罹災証明書申請の際に減免の可能性のある一部の方につきまして、減免申請書を同時に提出していただいたものでございます。今後の対応につきましてでも、広報等を通じまして申請の受け付けを引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、申請された方のうち、該当者におかれましては、税額の再計算を行いまして、9月以降の納期分にて調整をしていきたいと考えております。また既に納付済みの方がいらっしゃった場合には、還付にて対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 21件の申請があっているということでございますけれども、これは罹災証明書が出されたということで、家屋等の被害を受けた方が中心だろうと思いますが、農地等をですね、被災された方も多分多いかと思えます。固定資産税の納期もきているかと思えますけれども、仮に納められるといたしますかですね、災害を受けられた方からも納められると思えますが、この還付に関する期限については何年になっておりますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。この還付の件につきましても先般行われました税協議会のほうで協議をいたしまして、年度内であれば還付を受け付けるようにということで取り決めをしているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） その税金の減額の申告は、還付の申告というは5年というの当てはまらないのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。過誤納とか、例えば税額を間違っ納められたとかという場合は、5年間のすることがあるんですが、今回のこ

の災害減免につきましては、年度内ということで取り決めをしているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。この文書のお知らせですけれども、これは役場からのお知らせとして、令和2年7月豪雨被害に係る支援として、全戸に一応配布していただいたと思いますが、いろいろな支援が載っております。この中に地方税の減免ということで載っておりますが、山江村税災害減免条例の第4条、固定資産の減免では、宅地及び農地、農地及び宅地以外の土地、家屋、償却資産が該当し、条例第5条の減免の申請として、税の減免を受けようとする者は、納税者本人が村税の減免申請書を提出しなければならないとなっております。農地、土地については、所有者の高齢化や農地に対しては貸し借りですね、貸して村外におられる方など、いろいろなケースがあるかと思えます。

先ほど今後の支援策についても課長のほうから伺いましたけれども、家屋及び宅地については税務課、農地の被災状況については産業振興課で把握しておられると思いますので、被災された方への対応として、行政側から多忙だと思いますが、担当課から対象となる納税者に対して、先ほど期限が年度内ということでお伺いしましたので、減免の申請に関するお知らせを出すなど、何か個別的な対応を考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。今回の災害につきましては、被災者台帳というものを作成しておきまして、全課で共有をしております。職員誰でもですね、よその部署の進行状況とか、そういうものもわかるようなシステムを構築しておりますので、そちらのほうで横の連携は取れるかと思っております。

また、広報につきましてもですね、十分な広報をしていながら、住民の皆様方に周知をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、課長が申されましたように、各課との横の連携をとりながら、そして、少しでも生活再建の手助けになるような被災者に寄り添った対応をお願いいたします。

次に、山江村災害弔慰金の支給等に関する条例についてお伺いいたします。まず確認ですが、この豪雨被害に関する支援の文章の中にも災害援護資金の紹介があり、利率として年利1.5%以内とありますが、山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の第15条では、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合が年利1.5%となるとありますが、これでよろしいのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。先ほどの件につきましては間違いございません。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今回の災害には災害救助法が適用されたことですが、幸いにも山江村では人的な被害がなかったということで、災害弔慰金の支給はありませんが、条例第12条、災害援護資金の貸付けということで、被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うとあります。

健康福祉課による再建への意向調査では、長期避難者や罹災判定を調査した54件のうち、清掃の実施、インフラ整備後に自宅に戻るが19件、公営住宅に入居したいは6件、自宅を修理する11件、自宅の建て替えが2件であったとの新聞に載っておりました。罹災証明書の発行が42件と伺っております。自宅の再建については、多額の資金が必要になります。無利子である災害援護資金の需要について、補正予算にもあがっていませんが、どのように考えておられるのか。また、被災された方への援護資金の紹介等はされているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。災害援護資金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律により、災害救助法が適用された市町村へ、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、国及び県から、市町村は条例の定めるところにより、その生活の立て直しに資するための災害援護金の貸付けを行うものであります。貸し付けに当たりましては、貸し付けを受けようとする世帯の申告に基づき、実施主体となる市町村において、その対象となる被害の認定を含めて必要な調査を行い、貸し付け対象となることが適当かどうかを確認することとされております。今のところ健康福祉課には相談等はありませんが、相談等がありましたら随時相談に乗っていきたいと思っております。

また、災害援護資金につきましては、令和2年7月豪雨被害にかかる支援のチラシ等により周知をしております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 調査をするというようなことですが、この支援のチラシには、災害援護資金、支援金制度で借りられるというような形ですね、紹介をされておりますが、罹災証明書を42件ですか、私が聞いたのは42件ですが、発行されているということでございますけれども、一応対象者になるかと思っております。その方にですね、これ全戸配布じゃなくして、もう対象者がいる程度

確定していると思いますので、その方に対してこのような支援がありますよという
ような紹介はされているのかどうか、それをちょっともう一度聞かせてください。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。罹災証明発行の、先ほど
言われました、議員が申されました世帯数に対しましては、個別には紹介しており
ません。ただ、そういったことで、今後は村民の方に対して周知がうまく隅々まで
行き届くように、こちらのほうからもチラシ等、文書等なりの周知を図っていきたく
いと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 新聞のほうにですね、8月20日の錦町臨時議会では、災害援
護資金として2,104万円を補正予算として計上されたと載っております。災
害援護資金は貸付金ということで、元金は返済しなければなりません、無利子と
いうことですね、生活再建支援に役立つのではないのでしょうか。必要な方への
積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、山江村農林産物等災害時生産向上奨励金支給要綱についてお伺いをいたし
ます。この要綱の第1条に、趣旨として、この要綱は、自然災害により農作物に被
害を受けた農林業者に対し、生産向上奨励金（災害見舞金）を支給するとなってお
りまして、交付が平成27年12月11日で、平成27年4月1日から適用するとな
っておりますが、この要綱をつくられた経緯と、この要綱の対象作物として、野
菜、果樹、一般作物、特用林産物、飼料作物となっており、水稲については支給し
ないとなっておりますが、内容についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。山江村農林産物等災害時
生産向上奨励金支給要綱の経緯ということでございますが、先ほど議員が申されま
したとおり、平成27年、特にですね、台風15号により農林産物、特に栗の被害
が多かったことから、平成27年12月に制定されております。要綱では、台風
や豪雨などの自然災害により、農林産物や農業生産施設などの被害を受けた農林業
者に対し、被害が甚大であると村長が認めた場合に、届出に基づき災害向上奨励金
を支給することとなっております。

内容は先ほど申しましたとおり、野菜、果樹、一般作物、特用林産物、飼料作物
においては、果樹は20アール以上、その他は5アール以上の被害面積が対応で、
30%以上の減収量がある場合に10アール当たり5,000円以内、飼料作物等
の場合は10アール当たりの2,500円以内を支給するものというふうになって
おります。

また、農業生産施設、ハウス等ですね、被災の場合は、損壊等の程度によりまして、面積が1,000平米当たり全壊が3万円以内、半壊が2万円以内、一部損壊で1万円以内の支給する制度となっております。いずれもですね、予算の範囲内で支給するものというものでございます。

先ほど水稲がその中に入っていないということはどうしてかということですが、まず水稲の場合は、自家用米が多いこと、また被害がですね、あった場合の対策といたしまして、農業共済組合等へですね、保険加入が推進されておまして、災害等による減収量に対し共済金が支給される制度がございます。被災された水稲農家の方には他の保障制度があることなどから、個人加入ではございますが、現奨励金支給要綱には、水稲を対象としていなかったものというふうに思っております。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 6日から7日にかけての台風10号においては、栗等の果樹にですね、被害が出ておりますが、7月の豪雨災害においては、万江川沿いを中心とした水田の浸水、土砂の流入被害が26ヘクタールにおよぶと聞いております。この要綱については、台風15号で果樹等に大きな被害がでたということでございますけれども、今回の災害は豪雨による河川の氾濫で、水田、水稲に甚大な被害を受けたということであります。この要綱のつくられた経緯からも、災害見舞金の支給対象に水稲も含めるように要綱の改定が必要であらうと思っておりますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 山江村農林産物等災害時生産向上奨励金のことでありますけれども、これにつきましては、平成の27年、15号台風がきまして、栗の災害がですね、100トンがあつたときは27、8トンだつたと思っておりますけれども、要するにほとんど壊滅的に栗の被害があつたということであります。

栗を奨励作物といいますか、ブランディングを図る中において、その栗の生産農家がですね、生産意欲を失われるということに大変心配をしながら、当時この要綱をつくり、400万円を超える補正予算を組んだんじゃなかろうかというふうに覚えているところです。いずれにいたしましてもこの要綱はですね、所得を保障するものではなくて、あくまでもその生産についての奨励を、意欲奨励をするものということを考えているわけでありまして。当然それぞれの個人の所得の保障については、特に水稲については、水稲共済制度にですね、入っておられる方が多いわけでありまして、その付近の様子を見ながら、再度検討をしていきたいと思っております。

ただ、今回の台風については、3割から4割の粟の被害があつているということでございます。その粟の共済に入っている人はですね、大体10%ぐらい、生産者の10%ぐらいでありますので、その方々のは保障がありますけれども、そのほかの方々は要するに3、4割の減収となるわけでありますから、そのことが生産意欲にどういふふうに影響を及ぼすのかということも併せてですね、検討していきたいというふうに思っております。特に、万江地区の水稻はまず田んぼのですね、原形復旧、耕作できるような体制をどうつくっていくかということをもまず急ぎたいと思つているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 生産向上に対する、が主な目的でつくられたということでございますけれども、金額からしてでもですね、10アール当たり5,000円、飼料作物については2,500円ということで、本当にここにもありますように、災害の見舞金というような趣旨が主だろうと私は思っております。

今回、万江地区、新聞にも載つておりましたけれども、被災された農家の方のコメントとしてですね、稲作の再開には2、3年かかるだろう。ここで暮らしていけるだろうか不安になると肩を落とされていたと載つておりました。復興には水田の復興等ですね、数年かかるかと考えますが、少しでも被災された方へ寄り添った生活の再建への対応、農業再建に希望が持てるような積極的な取り組みを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時55分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後1時54分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、6番、横谷巡議員より、1. 令和2年7月豪雨災害について、2. 学校給食の地産地消についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 6番議員の横谷巡です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問に先立ちまして、7月の豪雨災害において、本村における被災されました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、特に親戚のお家や仮設住宅で仮暮らしをされておられます方々、大変だと存じますが、ご健勝にてお過ごしされますようお願い申し上げます。

7月4日未明、線状降水帯が万江地域にかかり続け、記録的な豪雨で河川氾濫となり、甚大な被害が発生いたしました。流域の住民からは、今までの豪雨災害と雨の降り方の違いに直面され、恐怖と不安の声が数多く聞かれております。災害が発生してから4日間ほど固定電話、携帯電話、インターネット、防災無線等の通信機能が不能状態に陥り、住民の安否確認や災害の状況、家族の心配を気づかう問い合わせなどの情報共有ができず、とても不安を感じたところであります。今後頻発する災害発生を前提に、今回の通信不能を教訓として原因を究明し、非常時における情報通信インフラのあり方、整備についてどのように考えておられるか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まずは、今回の通信状況でございますけれども、7月の豪雨によります被害は、人吉球磨地域のインフラ通信に障がいを与えまして、本村も7月4日の午前10時過ぎに固定電話及びインターネット回線が通信不能となり、その不通の原因は、人吉市内の電話交換局及び関係機関の水没、さらに、万江地域においては、道路、河川の決壊によります電線等の切断によるものでございました。固定電話の通話不能により安否が取れない地域では、携帯電話会社にもよりましたけれども、通話可能な地域へは安否の確認が取れたところでございます。安否が取れない村民の方へは、職員による個別の安否確認を行ったところでございます。

一方、防災行政無線におきましては、屋内の戸別受信機の受信が可能でありましたので、孤立集落の住民の方へは、無線放送によります救助の連絡ができましたために、ヘリコプターによる救助活動が可能となったものでございます。また、固定電話の通信不能は、役場への連絡も取れませんでしたので、村民の皆様へは、役場専用の携帯電話の番号を防災行政無線により周知をしまして、災害対応が不備にならないように情報収集の機能は続けておったところでございます。その後、通信機器の復旧は、万江地域の断線した地域を除けば、本村のインターネット回線通信は、ケーブルテレビも含めまして7月7日の夜間、それから固定電話の通信も7月8日の午前中には復旧しておったところでございます。

議員のご質問の非常時における情報通信インフラのあり方整備についてでございますけれども、それぞれの分野で検証を行いまして、通信機器等の固定電話やインターネットの有線回線によるものは、道路や河川の災害により被害を受けると断線し、情報が不能となってきますので、現在は携帯電話等も普及しております。通信が不能とならないように携帯電話中継基地の発電機整備など、電源確保が重要であると確認しましたので、災害を想定したインフラ整備については、国・県へ要望をしているところでございます。さらに、5Gを取り入れた整備の充実、それからまた、本村を縦断しております高速道路の光ケーブルの活用も併せて要望しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 災害が発生しましてから初動、最初の1、2、3日、3日間ぐらいが本当に重要なんです。村内出身者で都市部に住んでおられる家族の方、連絡はするけれども取れないということで、家族の安否がほしいという意見が多くございました。そういったことで、今のこの情報インフラの整備が充実し、使えるのが当たり前と思っているときに、こんなに脆いのかということで、私自身も二、三日間、本当によく考えてみました。ですから、本村においては山間地集落を多く抱えておりますので、村長が言われますように、災害全体の検証をされるときに、この通信インフラ等の整備もぜひご検討いただいて、災害に強い通信インフラの整備をお願いしたいと思います。

次に、万江川吐合の砂防ダム、ここに堆積した膨大な土砂は、支流宇那川の村道六郎橋付近までおよび、橋梁欄干が埋めつくされるほどであります。河床が上がり、道路と河川が同じ高さの状況の中で、村道吐合宇那川線の道路復旧と河川に堆積した土砂撤去を、どのようにして復旧されていかれるのか伺います。

また、昨今の災害は、豪雨と森林荒廃による河川氾濫が災害の要因として考えられ、流れてくる土砂や流木を上流で防ぐ抜本的な対策として、砂防ダム、土砂災害防止に特化したものの整備が必要だと考えますが、お考えを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和2年7月豪雨に伴い、村内を流れる河川につきましても土砂が堆積し、特に万江川におきましては、多数の堆積土砂を確認しております。その中でも万江、吐合地区におきましては、本流万江川と支流宇那川が合流する地点であり、現在大量の土砂が堆積している状況です。併せて、宇那川沿いの村道については、道路上に土砂が堆積し、橋梁も埋塞していることから、緊急的に稼働の確保が必要であります。今回熊本県と時期を合わせ、吐合地区の土砂撤去に着手し、被害拡大防止に努めるため、応急工事を進めて

おります。今後は、道路、河川ともに国の災害査定を含め、再度災害防止に向けて計画的な復旧に取り組む予定でございます。

続いて、今後、豪雨、森林荒廃に関することでございますが、7月豪雨では、河川内に大量の土砂が堆積し、流木等が橋梁に引っかかり、川の流れを阻害したことから、橋梁破損するなど甚大な被害が発生しております。

今回、災害調査において河川沿いも含め多数の山腹崩壊を確認しております。土砂や立木が河川内に流れ込んだ可能性も考えられることから、中期的に進める災害復旧工事に併せ、先にありました一般質問の中で村長が答弁されましたとおり、長期的な計画となりますが、災害予防対策として、砂防施設の建設など、引き続き国や県に要望を行いながら、災害対策に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今ですね、吐合の砂防ダム、大型ダンプがたくさん入って、早速県等では対応に当たってもらっております。あの膨大な堆積した土砂をどこに持っていかれるんだろうかなあて、あれをうまく使えることはできないかなあという思いがあります。

この砂防ダムの機能を最大限に発揮するためには、やっぱり浚渫工事、土砂撤去が何よりも必要です。昨今のいつ起きるかわからない頻発する災害発生の実情から、できますれば長期的な対策として、治水ダム、これは洪水型、洪水調節に特化したものです。治水ダム。そして短期的な対策として、砂防ダムが土砂流出ですね、これあたりを組み合わせるとか支流につくっていけば、大分と防災上災害対策になり得るのではないかなというふうに思います。非常に森林も荒廃しておりますので、森林整備と併せて、村長におかれては国・県への強い要望方をお願いしたいというふうに思います。

次に、質問事項の2点目であります。学校給食の地産地消について伺います。本村は、平成26年から県下で最初に学校給食の完全無料化を実施され、安心・安全な地場産農産物活用の目的から、毎年度食材購入助成金として1,880万円相当の予算を計上し、食材の調達供給を山江元気村に委託、生産現場と給食現場をつなぐ業務として、コーディネーターを置き、食材の調達供給に当たってられました。

しかし、現在は（株）やまへの物産館がその業務を担っているようですが、どうして業者の変更がなされたのか、変更の理由について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。まず、地産地消コーディネ

ネーターはということで、学校給食のですね、意向と食材の収量の調整、安心・安全な食材をですね、農家の方と連携をしながら納入をし、給食に配車をするなどの業務ということで、地産地消コーディネーターを置いたところでございます。

この事業につきましては、国の山村活性化支援事業交付金、平成27年から平成31年度までの5年間ですね、の事業を活用いたしまして、平成28年5月にコーディネーター業務委託先の事業者のほうをですね、村内で募集をいたしまして、その後、事業者と業務委託契約を結びまして、同年7月より学校給食地産地消コーディネーターの業務が始まっております。

業務開始当初の事業者、先ほど申されました山江元気村とは、平成28年7月から平成31年3月31日までの業務委託ですので、3年間でございます。この間、専任のコーディネーターが村内のですね、安心・安全な地場産食材の提供等にご尽力をいただいたところでございますけれども、平成31年の2月にですね、事業者側のほうから、本業、会社のほうのですね、業務量の増加に伴いまして、今後ですね、コーディネーターの業務に支障が生じるのではないかというふうなですね、判断をなされまして、契約解除の申し出があったところでございます。契約期間としましては年度契約としておりましたけれども、双方のですね、疑義がない場合は、委託期間は自動更新としておりました。

この契約解除を受けまして、村内にですね、新たにコーディネーターの業務の募集を行っております、平成31年4月より現在の(株)やまえですね、事業者と契約を結び、業務の継続をしているところでございます。

○議長(中竹耕一郎君) 6番、横谷巡君。

○6番(横谷 巡君) 確かにですね、学校給食の食材の調達業務、厳しいものがあると思います。ただ業務委託、補助事業でございましたから、3年間という説明を議会にも受けました。それを途中でですね、辞退されるというのはどういうものかなと。やはり、調達、供給の難しさや採算性等から、大変ご苦心をなされたと思いますが、このコーディネーターの役割は、本村の学校給食無料化において重要な業務であります。公的な学校給食の業務委託であることから、委託期間は最後まで全うしてほしかったと思うところでございます。

それから、質問の用紙に、取り扱う農産物の種類と量については、平成元年度の12月議会定例会で同様の質問があつておりますので、これについては割愛させていただきます。

次に、給食用米の納入についてであります。このことについては、業者が特定されたり入札だったり、すっきりとしない取引形態が見受けられ、透明性が必要だと考えます。昨年は、そういうことから入札方式を取られました。本年はどうなさ

れるのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。納入のことでございますけれども、米に限らずですね、学校より地産地消コーディネーターを通し、食材等の納入量を依頼し、コーディネーターより学校へ納品される方法となっております。しかしながら、食材の種類によりましては、コーディネーターから依頼された農家の方や業者から学校へ配送の手間を省くために、直接納入される場合等もございます。

特に米につきましては、今年、毎年ですけれども10月ごろにですね、収穫されたものの1年間の消費予定量、大体学校のほうでいきますと、3校で約4,570キロ等でございますが、量を確保するために、まず農家等へ依頼し、納入することとなります。コーディネーターと農家と業者間にですね、納入価格の差や予定数量確保ができない場合などであれば、他の納入できる農家や業者から納入することなどで対応するかと思っております。

昨年もコーディネーターを通して、村の納入を行う予定でございましたけれども、コーディネーターから示された米の納入価格等が高くございまして、予算等の面から教育委員会と協議した結果、教育委員会において村内産の米に限定した入札が行われたものでございます。

今年度においてもコーディネーターを介し、村内産の米の納入をお願いしているところでございますけれども、価格の状況次第、また米の確保等の内容によりましてはですね、昨年同様、村内産の米で入札になることもあるのではないかとというふうに思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 本村の米はですね、非常においしいということを聞きます。そして農家の方も一生懸命米の生産に当たっておられますので、この地場産農産物活用対策というのが、給食無料化の大きな目的でもございます。そういうことから、村内米生産農家から、おいしい安全な米をコーディネーターの手で購入され、やはりこのコーディネーターの役割がどうも見えません。やはりこの役割をしっかりと認識していただいて、村内の米生産農家から良い安心なおいしい米を購入していただいて、学校の子どもたちに提供される考えはないか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。コーディネーターの役割は、学校給食等におきます地産地消の推進のため、農家と学校側の情報を全般的な仕組みでサポートしながら、顔の見える安心・安全な食材の提供および農家所得の

向上を図るために、村内の生産者等から農林産物を集荷して、学校へ配送するというのが基本でございます。

先ほどからお話がありますとおり、米につきましても村内産の米をですね、現在も学校給食へ納入をしておりますけれども、今後は作付け段階からですね、農家等への周知依頼を行うなどの取り組みを今まで以上にですね、進めまして、おいしい安全な地元産の米を提供できればというふうを考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ぜひですね、そういったことで、子どもたちに村内のおいしい米を学校給食に提供してほしいと思います。給食の無料化に伴うこの食材の調達供給は、食材の種類、量の多少から、調達の難しさはありますが、コーディネーターの重要な業務として認識いただき、地産地消、食の教育に沿った学校給食の充実に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

1点目のですね、この7月の豪雨災害、今回たくさんの方がこの豪雨災害について一般質問の通告をされてお尋ねされております。今回のこの豪雨災害の実情を見て、本当に今までの災害の起こり方と違っていると。そして、これから災害復旧に当たっていかれるわけですが、国の基本原則は原形復旧です。原形復旧、しかし、原形復旧しても、また想定外の雨とかそういうものがあって河川氾濫した場合にはまたすぐ崩れます。そのところをどうするか。やはり、このように世の中、気候が変わってきているならば、その災害復旧、その原則、原形復旧の原則にプラスアルファした予防工法を取り入れるようなことを、国あたりに強く要望してこれを取り入れないと、これは日本は災害大国です。本当に大きな災害で財政的にももたなくなりますから、今回のこの災害の現状を受けてですね、ぜひ、村長は町村会長ですから、球磨郡町村会の要望としてでもですね、国・県等へ要望していただいて、原形復旧はわかるけれどもこればかりしていたらわかりませんから、やっぱり現状を変えるところは変えて、日本の災害発生大国からちょっと切り替えようというようなことで、要望方をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、7番、立道徹議員より、1. 7月豪雨災害についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長の許しをいただきましたので、7番議員、立道が、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の豪雨災害においてでございますけど、まず、防災対策と危機管理体制について。一つ目はですね、各消防団の活動と現状、そしてまた再編に向けた取り組み、二つ目には、自衛隊の派遣依頼について、三つ目は、広域消防組合及び関係機関との連携について、この3点について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。まず、1点目の消防団の現状ということでございますけれども、本村の消防団員数は、基本団員151名、それから機能別消防団員が43名の194名でございます。今回の豪雨災害につきましては、7月4日の安否確認と災害出動、さらにその翌日から堆積土砂、流木除去の活動などを行いまして、8月2日までの間、延べ277名の団員が災害対応として出動いたしております。

次に、再編に向けた取り組みということでございますけれども、消防団の編成についてはいろいろな課題等がございます。村民の安心・安全に暮らせるように、住みやすい地域にしなければならないと思っております。

消防団の状況は、これまで団員の確保という観点から、女性消防隊、機能別消防団の編成を行って団員の確保を行ってまいりましたところでございます。しかしながら、分団の団員数の確保につきましては、地域により偏りがございまして、様々な課題解決をしなければならないと考えているところでございます。

現在も団員減少は年々進んでおりまして、団員確保が困難となっている状況でございます。消防団の幹部会でも団員の確保は喫緊の課題ということで、常に話題となっているところでございます。そのような中で各分団の区域の編成についても内部で協議を行っておりますが、なかなか進まないのが現状でございます。諸問題を受け、当面柔軟に進めていかなければならないと思っております。課題解決に向け地域の皆様の意見を伺いながら、検討していきたいと考えているところでございます。

それから、次の自衛隊派遣の依頼の件でございますけれども、これにつきましては、毎年開催しております山江村防災連絡会議で、山江村地域防災計画に基づきまして位置づけをしております。人命救助または財産の確保のための応急対策の実施、それから災害派遣に基づく支援に関することということで確約をしております。自衛隊派遣が確立されております。

本村は、陸上自衛隊西部方面隊特科連隊第3団、これが管轄しております区域となっております。初動を容認するために自主的に派遣をする場合もございますけれども、災害時には県知事の派遣要請を受けて活動を行うということになっております。今回の災害発生におきましても山江村の被災状況を把握しました熊本県が、

自衛隊の第8師団へ要請したものでございまして、その命令により自衛隊西部方面隊特科連隊の北熊本駐屯地部隊の6名の隊員が、第一陣として被災当日の7月4日に派遣されたところでございまして、翌日より孤立集落への安否確認、支援物資の運搬、さらに、陸路及びヘリでの救助、それからまた生活支援では、入浴支援の活動も行っているところでございました。

それから、あと質問がありました広域消防関係でございまして、関係機関の連携ということでございます。広域消防となります人吉球磨消防組合も防災連絡会議の中で、業務のほうを連携するとしておりますので、今回災害時におきましても、避難をしていた淡島地区の住民を救助しているところでございます。さらに、災害対策本会議にも人吉下球磨消防組合からは毎回出席していただきまして、人吉球磨管内の被災状況や復旧状況の報告を受けまして、情報の共有を行っていたところでございます。

ちなみに今回の災害におきましては、人吉下球磨消防組合は、緊急消防援助隊の要請を熊本県に行いまして、その要請に基づき福岡県隊、山口県隊、宮崎県隊、佐賀県隊が人吉球磨へ7月4日に入りまして、宮崎、佐賀県の両隊は、7月15日まで救助及び支援活動を行ったということを聞いております。

また、関係機関の連携につきましては、今回、被災を受けました市町村が、熊本への人的支援、職員派遣を要請したものでございまして、その要請に熊本県が派遣の要望の窓口となりまして、支援を必要とする業務に応じて、全国の自治体から職員の派遣を行っております。本村へは、全般的な行政体制支援と連絡調整に熊本県より派遣がありました。避難所運営、罹災証明に係る現地調査には、総務省それから全国知事会を通しまして、対口支援として岡山県が支援にきております。それから、被災地、避難者への支援業務には、熊本県の健康福祉政策課と災害支援ナース、避難所運営支援には、県の町村会を通しまして、嘉島町、御船町、美里町、南関町より支援をいただいております。さらに、避難所の健康状態を定期的に見守っていただいた災害派遣チームDMAT（ディーマット）、それからリハビリ支援チームJRAT（ジェイラート）など、それぞれ各分野において支援をいただいているところでございます。

また今回は、万江川流域に甚大な被害をもたらしたということでございまして、国土交通省からリエゾン、これは情報連絡員でございまして、それとTEC-FORCE（テックフォース）緊急災害対策派遣隊ですね、によりまして状況の把握と復旧作業に役立てるためのドローン撮影により、早急に調査を行っていただいたところでございます。こういったようにそれぞれの各関係機関から支援活動を今回はいただいたところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 大変な災害で、いろいろなですね、自衛隊の派遣とか関係機関、大変たくさんの方が応援いただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。

一つ目のですね、消防団のことですけど、再編に向けた取り組みについていろいろ検討されている状況でございますけど、実際にですね、第8分団大川内地区は、団員はですね、皆さん仮設住宅に入られていると思います。早急なですね、対応が必要じゃないかと思います。

続きまして、防災危機管理者の業務と役割について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、業務ということでございますのでお答えいたします。近年発生します自然災害の災害は、防災・減災についてのハード面の対策はもちろんのこと、整備していかなければなりません。しかし、ソフト面の対策も必要と考えております。危機管理防災監の業務につきましては、地域での防災意識の高揚となります自主防災組織の確立が求められておりまして、住民が災害への認識を深めるため、訓練や防災マップの作成指導を行っております。

また、他の業務としましては、防災行政無線の維持管理や戸別受信機の不具合なども、要請に応じて調整や点検も行いまして、非常時に備えた防災備品の確認等も日常業務として行っているところでございます。さらに、村内で発生する火災や災害時には、現場へ出向きまして、情報の収集、それから関係機関への連絡と併せて、応急措置、それから経験を生かした対応を行っていただいているところでございます。

今回の豪雨災害に関しましても防災の役割を把握し、被災地への安否確認、物資の調達、さらに消防組合との連絡調整など、経験を生かした活動、業務を行っていただいたところでもございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今、役場におられる方は、防災危機管理者でよろしいんですかね。管理者と管理監は一緒ですかね。ここをちょっとインターネットで調べたらですね、防災危機管理者とは、生命と財産を守るべく、「自助・互助・協働」の原則を通じ、防災・減災に対して、十分な意識・知識・技能を有し、災害発生時の避難誘導・人命救助、さらに災害発生後の復興活動・事業継続・ボランティア等に、地域社会のリーダーとして、社会的役割と責任を果たす「公共的に認められる」資格取得者であります。このことをですね、よく考えて、今後ですね、先般、熊日新聞に球磨村と坂本町だったですかね、町村長をさておいて似たようなことの記事も書

いてありましたが、町村長に指導するというか、そのようなことは今回ありましたか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。防災危機管理者は、ある程度の資格を取った人ですね、国交省のですね。そこはまだ持つとらっさんね。ということですからね。だから防災危機管理監としての辞令を出していると思います。

今回の発災以来ですね、早々に災害対策本部を立ち上げまして、その指揮は私が取りました、直接。当然その危機管理監としての役割についてはですね、その防災上の現場についてのいろんな意見をヒアリングしながら指示をしたということでありまして。当初は、発災当初はですね、いかにその被災者の情報をつかむか、要するに安否確認をどうするかと、人の命をどう守るかということが最優先でありますので、その最優先の事案から検討をしながら、各被災地に入ったと。ただ、当初はですね、二次災害の危険があったということです。大川内から上は道路が全く流出して、全体的に川になって水が引かない。尾寄崎でも同じような状態が続いたということでありましたので、実はその尾寄崎についてはですね、山付きのあの味園涼松線ですか、あれを開削して警戒して行きながら、弥七橋まで降りてあそこから歩いていったというようなことで、実は尾寄崎は防災無線で私、二晩続けて呼び掛けさせてもらいましたけれども、安否確認できたのは3日目だったというようなことあります。その先頭に立っていろんな実践的な計画は、危機管理監のほうにお願いしてきた部分も多いというふうに思います。

ただ、災害全般はですね、その行政全般そのものでありまして、健康福祉課、また建設課、それから産業振興課の被害調整等々がありますので、それからまた、避難所の運営をしながら避難者を安全にまたですね、しっかり守っていくというようなこともあります。そういう行政全般にわたりますので、そういう対策を私を本部長としながらですね、また、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、いろんな関係機関から来ておりましたので、一つの部隊を組み合わせながら、全体的に事に当たってきたということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 本当チームワークが一番だと思いますので、今後ともですね、このような甚大な災害があったときには、さらなるチームワークで乗り切っていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。万江・大川内地区の水の確保についてでございますけど、万江・大川内地区はですね、道路も決壊し、現在仮の道路ができあがっていますけど、集落までは通行できます。しかし、水がない状況であります。飲料

水の確保が必要であると思われます。県道坂本人吉線の道路沿いに水道管は布設、埋設されていましたが、早急に県道の復旧は、復旧工事はですね、相当な時間がかかるとお思いますので、新たな水源地、またはボーリングによる試掘等で飲料水の確保が必要であると思いますが、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回の豪雨災害により、万江・大川内地区におきましては、現在も断水の状況が続いております。8月末に実施しました調査では、熊の原地区から大川内地区間の水道管が、道路決壊にあわせて被災していることを確認しております。そのほか、山口地区、合子俣間の管路や水源地など、未調査のところもありますので、引き続き調査を行いながら現状把握に努めたいと思っております。

今後の予定としましては、まず、調査結果に基づき、地域住民と協議を行い、既設の水道施設の復旧も含めて、早期復旧に向けて検討を行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 原形復旧はかなり厳しいと思いますけど、まずは2年間ですね、一応仮設住宅の期限は2年だと思いますけど、2年間で対応できるか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 予算も含みますので私のほうから答えさせていただきますけれども、大川内小学校、元ですね、にあるいわゆる公民館までの水道につきましては、これは10年ぐらい前にですね、ちょっと整備をしたということです。というのも全く水量が足りなくて非常に困っておられたという現状がありました。従いまして、その水源地を合子俣の上の沢の水を求めまして、あそこから相当何キロあるんでしょうか、10キロぐらいあるんでしょうか、それぐらいの水道管で引っ張ってきたということでもあります。

ただ今回、ご案内のとおりであります。道路が全く流出するというようなことも含めて、水道管がずたずたになっている。途中水道管が見えている場所も多々ありますけれども、じゃあこれをつなげばいいというようなことではないかなあということもありまして、まず道路の復旧をしながら、果たして同じような形ですね、水道を供給することができるかという検討を早急に行っているところであります。

ただ、その大川内住民の方からはですね、井戸を掘ったほうが早いというような話も聞くわけがありますけれども、井戸を掘るということは、当然、自然型、自然流水じゃありませんので、管理費がかかってくるということでもあります。今まで原

則からいくと、施設は役場のほうでつくりますけれども、管理は集落水道として管理をしていただく。当然、簡易水道もその管理費を幾らか払ってもらっているというようなことでありますので、そういうことを含めて、どういう方法を望まれるのかというようなこともですね、検討しなくちゃいけない。また、どれぐらいの方がまた帰られるのかということも含めてですね、検討しなくちゃいけないと思っておりますし、議員2年とおっしゃいましたが、まさに仮設住宅2年でありますから、早急にこの問題は、現地の方々と協議しながら決めていきたいと思っております。以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） いろいろ地域の方々とですね、協議しながら、一番経費がかからない工法でお願いしたいと思っております。

最後の質問でございますけど、合併浄化槽ですけど、特にですね、淡島地区から上流側だと思っておりますけど、被害に遭った合併浄化槽の補助支援等は、考えておられるか伺いたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。河川の越水により個人宅に設置している合併浄化槽内に土砂が流れ込み、堆積しているとの被害報告を受けております。合併浄化槽内に堆積した土砂につきましては、一般的なバキュームカーによる土砂撤去が難しいため、村では支援策として特殊車両、汚泥吸引車による土砂撤去を計画し、8月の臨時議会において予算を計上したところであります。

9月上旬に特殊車両の日程調整を行っておりましたが、今回の台風10号の影響により再調整が必要となりましたので、日程が決まりましたら対象者に周知し、土砂撤去を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今議会で補正予算にですね、環境整備費の中に一応250万円ほど計上されておりますけど、このお金とまた建設課長が言われたお金は一緒に考えていい、別ですか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回予算計上しております250万円につきましては、特殊車両、汚泥吸引車で吸引しても回復が見込めない方につきましては、現在の合併浄化槽の更新という形をとっていただくことを検討しておりますので、そちらのほうを50万円の5件分を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

- 7番（立道 徹君） 50万円の5件ということで、これは個人負担もありますか。
- 議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。
- 建設課長（清永弘文君） 個人負担につきましては、50万円を超える部分については個人負担となります。以上でございます。
- 議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。
- 7番（立道 徹君） これからもですね、このような甚大な災害がいつ起こるかわかりませんので、くれぐれもですね、これは行政とまた地域住民、協力しながら頑張っていかなければならないんじゃないかと思います。
- これをもちまして一般質問を終わります。
- 議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。
- 本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時42分

第 3 号

9 月 9 日 (水)

令和2年第5回山江村議会9月定例会（第3号）

令和2年9月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 発議第 3号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案 |
| 日程第 2 | 同意第 5号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第46号 | 山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第47号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 認定第 1号 | 令和元年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2号 | 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 3号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 4号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 5号 | 令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第 6号 | 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第 7号 | 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第48号 | 令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 議案第49号 | 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第50号 | 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第51号 | 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号） |

- 日程第16 議案第52号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第53号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第54号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
総 務 課 長	白 川 俊 博 君	税 務 課 長	山 口 明 君
企画調整課長	平 山 辰 也 君	産業振興課長	新 山 孝 博 君
健康福祉課長	迫 田 教 文 君	建 設 課 長	清 永 弘 文 君
教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君	会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君
代表監査委員	木 下 久 人 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いをいたします。なお、3回を超える場合は、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

日程第1 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第1、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第1、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第2 同意第5号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、同意第5号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案に同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者の起立]

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員。したがって、日程第2、同意第5号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第46号、山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております議案第46号、山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定について、この中での文言についてちょっと質疑をいたしたいと思います。

ページ数は条例の2ページでございます。この中の中段で第3条、村長は、冷害、凍霜害、これは霜の害だと思えますけれども、及び干害等により、その年中において収穫すべき農産物について、というように書いてありますけれども、ここに書いてある害ですけれども、山江村の農産物に対してはですね、あまり影響がないといえますか、頻繁に起こるような災害を例記されておりますけれども、この点については何か意図があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

この第3条におきましては、共通の全国共通の内容であげておるところでございます。ほかの町村も同じような条文をあげておりますので、同じようにいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 提案理由といたしましては、令和2年7月豪雨に伴う地方税の減免措置等について、国からの通達により条例を改正する必要があるために提案するものであると、そういうふうになっておりますけれども、国からの統一した条例

といいますけれども、これは山江村の税災害減免条例でありますので、この中で、やっばしここにありますように7月豪雨とかありますので、6日から7日にかけても台風10号が来て、果樹等に被害を受けておりますけれども、一般的な風水害等を入れるのがあれじゃないのかなと私は思うんですけど、このままでこの冷害、凍霜害及び干害等となっておりますので、この中に入るかと思っておりますけれども、このままでいかれるということでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

議員申されているとおりですね、文言で改正する部分、もしくは規則とか要綱とかで設けられる部分につきましては、今後検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 後々混乱のないようにですね、お願いしたいと思います。

質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第3、議案第46号、山江村税災害減免条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することに決定をしました。

-----○-----

日程第4 議案第47号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第47号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、議案第47号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 令和元年度山江村一般会計決算の認定について

- 議長（中竹耕一郎君） 日程第5、認定第1号、令和元年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、立道徹君。

- 7番（立道 徹君） それでは、1点だけ質疑いたしたいと思います。

ただいま議題となっております令和元年度山村一般会計決算の認定について、ページは58ページですけど、今回もですね、財政調整基金、1億6,000万円、トータルが2億8,810万円の取り崩しがありますけど、今後の予想というか、今後もし取り崩しがあるのかどうか、そのへんを質疑します。

- 議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

- 総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。

財政調整基金の取り崩しということでございますけれども、今回も財調のほうは1億6,000万円ほど取り崩しております。これにつきましては、例年この金額ほど崩しております、予算執行に充てております。これにつきましては、決算等が繰り越しが確定した場合は、また積み立てということ考えておまして、なかなか今回はですね、災害等も起こっております。積み立て等も今後考えられるのかちょっと厳しいですけれども、取り崩しにつきましては、例年この金額等をですね、崩しながら財政運営に充てていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 議長（中竹耕一郎君） 村長。

- 村長（内山慶治君） 毎年予算を組むときはですね、基金を活用しながら組んでいくということになっているわけでありましたが、年々その大型の事業が橋梁建設等もありましたので、少しずつ減っているということですけども、今年は、先の議案説明の中で申し上げましたとおり、3億2,000万円ほどのですね、繰り越しが出ております。従いまして、これをそのまま財調基金に返すということもできるわけですけども、ただ、今回はこういう災害でありますから、一応その付近の状況を見ながらですね、財調のほうに返すということにしておりますので、毎年しております。

非常に繰越額が実質収支比率が高いということについては、以前は非常に指摘された部分ではありますけども、最近ではできるだけですね、お金を使わずに次の年に繰り越しなさい、残金を残しなさい、そして、次の年の予算編成にまわしなさいというふうに言っておりますし、そのような財政運営を今後も図っていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 監査委員のですね、審査意見書の中にも18ページの中に、この基金は、各年度間の財源の調整を図り、村財政の健全な運営に資するための財政調整基金であり、今後の山江村財政運営に大きく貢献することから、基金の確保に努められるよう望むとあります。大変でしょうけど、そのへんを考えながらですね、頑張る行政のほう、基金のほうは確保していただければと思います。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第5、認定第1号、令和元年度山江村一般会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 認定第2号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、認定第2号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第6、認定第2号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 認定第3号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、認定第3号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第7、認定第3号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第8 認定第4号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、認定第4号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第8、認定第4号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9 認定第5号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、認定第5号、令和元年度山江村特別会計介護保険

事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第9、認定第5号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第10 認定第6号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、認定第6号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第10、認定第6号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第11 認定第7号 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、認定第7号、令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第11、認定第7号、令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第12 議案第48号 令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第12、議案第48号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

ページが7でございます。民生費県補助金、社会福祉費補助金322万7,000円、地域支え合いセンター設置運営事業の内容及び10ページ、地域支え合いセンター設置運営事業委託料332万7,000円、地域支え合いセンター委託料についてでございますけれども、この事業内容及び委託予定先、実施予定日についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

地域支え合いセンター設置運営事業につきまして、この事業の補助金につきましては、被災者の方々の生活再建に向け、安心した日常生活を支えるために、見守りや生活支援、地域交流の促進等の総合的な支援の行為をするための補助金であります。

また、民生費の委託料につきましては、運営につきましては、村から適切な機関、団体に委託を行い、9月の契約に向けて進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お尋ねのですね、地域支え合いセンターといいますのは、仮設住宅が25戸55人の方が中央グラウンド仮設住宅にお住まいであります。この方々、被災された上に今後の生活がですね、とりあえず2年で仮設は終わるという計画でありますから、その間に今後の我が暮らしをどのように持っていくのか、されるのか、いろんな不安を持ち、また将来に対しての計画に対して、いろいろお考え

があらうかと思えます。そういう方々に対しましてですね、いろんな相談に乗るといような事業でありまして、収入は県の補助事業ですべて賄っておるということでございますが、具体的には、この議会が通りますと社会福祉協議会に委託をしておりますね、仮設住宅のあるところにプレハブ並びに施設をつくりながら、そういう支援員を雇い、いろんな被災者の、被災者といひますか、仮設住宅でお暮らしの被災者の方々の生活支援、悩みの相談に乗っていくといようなものであります。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、課長、また村長よりお話がありましたように、非常に急がれる大事な事案でございますので、ぜひ早急にですね、進められる準備をしていただきたいというふうに思います。

質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 質疑をいたします。

ページは7ページ、款の17、寄附金の1、一般寄附金とありますが、災害支援金というふうな内訳で350万円計上されております。これっていうのは、複数であれば、その前にどのような方からいただいたのかと、複数であればそれぞれの金額の単位などお聞きします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えします。

寄附金の一般寄附金の災害支援金350万円ということでありまして。これはふるさと応援寄附金を村がポータルサイトを委託しております、さとふるとふるさとチョイスの協力のもとにですね、今回の災害に対します支援金を全国から募集していただいたということでありまして。件数がですね、個人からの件数が今のところ367件ということで、まだ村にはですね、送金はされておられませんけども、概算で大体400万円ぐらいは今、支援金が集まったということでありまして、いろいろな決済の手数料とかもありますので、とりあえず概算として今、350万円を計上させていただいております。

また今回ですね、確定しますと、また次回の補正でですね、対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 説明はわかりました。この災害支援金というのは、もちろん災害復旧という形で使われると思いますが、歳出での詳細というのはお聞きできないでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この災害支援金の歳出、これを財源とした歳出ということでございますけれども、まだ具体的な歳出はですね、今回はこれを財源とした歳出には計上をしておりませんが、またいろいろな今からの災害に対します支援の歳出が出てきた場合ですね、この支援金を充当させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回の災害に対してはですね、いろんな方からいろんな企業からも含めてですね、義援金、それから寄附金、見舞金をいただいているということです。このお尋ねの7ページの災害支援金については、ふるさと納税ですね、ふるさと納税として一般の方々が災害支援金を納められたと。使用目的は、災害に使ってくださいというものを集めたものが、ふるさと納税の災害支援金です。

このほかに、災害義援金というのがあります。義援金というのは、被災された方々に見舞金として配ってくださいというものです。これはまた委員会をつくってやります。

それと災害見舞金は、直接山江村のほうに災害に使ってくださいというお金があると。大体その3種類であります。これはふるさと納税として災害見舞金きた。特に鎌倉市がですね、山江村の災害見舞いの担当と、担当といいますか、やりましょうというふうに指定されておりますので、そういうお金を受け入れるということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ぜひ大切にに使っていただきたいものです。

これで質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております議案第48号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）について質疑いたします。

3点質疑いたします。ページは9ページですけれども、歳出の款2、総務費、項1、総務管理費、目の1、一般管理費の節1、報酬、これに豪雨災害検証委員会報酬というふうにあがっておりますけれども、豪雨災害検証委員会のメンバーはどのような方を想定されているのかが1点目で、もう1点目は、ページ数が14ページになりますけれども、款10、災害復旧費、項1、公共土木施設災害復旧費、目が道路河川災害復旧費、節で工事請負費30億円があがっております。これは7月豪雨によります道路、河川等の災害に対する工事復旧費だと思いますけれども、12

月末までに査定を受けて、順次発注していくというような説明を伺っておりますけれども、早期復旧が望まれるところですが、人吉球磨一円の災害ということですね、年度内、3月末までにですね、どのくらいの工事が完工できるのか、どのように予想されているのか、また、繰り越しのほうもされると思いますけれども、令和3年度ですべて完工できるのかお伺いいたします。

もう1点目が、款10、災害復旧費、項2、農林水産業施設災害復旧費、同じく14ページです。目が農業施設災害復旧費の中で、節の負担金補助及び交付金300万円、小規模災害復旧事業補助金、これは国の補助にはかからない部分を一般財源であげたというふうな説明を受けておりますけれども、要綱はつくられているのか、つくられているのであれば、適用月日はいつからされるのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の総務管理費の一般管理費でございます。報酬と今回は旅費、これは費用弁償を計上しておりますけれども、今、申されましたように、今回の7月豪雨災害の検証を行うということで、これは各分野、専門的な各分野ということで、本村は道路、河川と山間地も被害を受けております。そういうことで、道路、河川については県が管理者としてしておりますので、今のところですね、メンバーとしては、今回しているのは村議会議員のほうからもいただきたいということと、村民の方、これは被災を受けておられる方もメンバーとしてここにあげております。それから、国のほうからもメンバーとしてあげておまして、あと熊本県からもメンバーを入れております。それから、有識者ということで、これは大学等の教授の方も入れておまして、現在のところ想定14、5名をメンバーとして委員さんになっていただいて、検証委員会を開催するというところで計画をしているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

今回、公共土木災害の復旧事業費として、約30億円ほど計上しておりますが、こちらにつきましては、村道で22路線、河川については2河川、橋梁については4橋、今現在、確認をしているところです。路線によっては、被害箇所数が少ないところもありますので、そういったところをできる限り今年度復旧しながら、路線によってですね、また被災箇所が多いところ、併せて、橋梁等は長期的な期間がかかるかと思っておりますので、橋梁等につきましては、3年ほど復旧の期間を考えながら、今後計画的に復旧に当たりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

農業施設災害復旧費のですね、小規模災害復旧事業費を300万円ということでございます。これにつきましては、昨日の一般質問のほうでもですね、お話をさせていただきましてとおり、40万円以上がですね、国の国庫災害事業ということで取り扱うことになっております。ただ40万円以下につきましては、150メートル以内のものについては、大体集約をしながら進めていこうというふうに考えておりますが、それでもですね、やっぱり小規模でありながら対応ができない場合につきましては、農家の方々のですね、申請に基づきまして、この補助金のほうをですね、適用できればと考えております。この補助金の要綱につきましては、8月7日の日にですね、告示しておりますので、要綱は制定をしておるところでございます。

ただ、この7日からですね、あとには8月の18、19日だったと思っておりますが、山田地区、万江地区のほうで農家のですね、災害の説明会を行っております。その折にもですね、まだ予算のほうが確定をしていないということで、申請につきましては、予算確定後、また担当課のほうからですね、何らかの農家の方々には周知をいたしまして、それからの申請を受け付けるということでございますので、今回議会のほうで通りました折にはですね、その後には周知のほうといいますか、適用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから補足します。まず、7月のですね、豪雨災害検証委員会ですけれども、今回、報酬と旅費だけあげているということでもあります。8万7,000円の報酬と3万6,000円の旅費、これだけですべてができるわけじゃないわけですが、いわゆる顔出しという形であります。

現在、県のほうから今回の検証をするところ、その災害のですね、復興計画をつくることについては、補助金があるというような通知が来ておりますので、本村からも県に対してその補助金を申請しているということでありまして、それが決まりましたらまた本格的な予算を組むということになりますが、非常にその今回どういう方がしっかり検証してもらおうということについてはですね、大事であろうかと思っております。特に村民の方が中心となって、我々の地域を我々でしっかり復興していくんだという意思が大事であろうかと思っているわけでありまして、そういう意味におきましては、村民代表の方々、また被災された方々、そして村からももちろん各課入りますし、災害復興本部もあります、全村挙げてという意味でですね、何度も申し上げておりますとおり、議員の方々もぜひ委員としてですね、代表として参加いただければと思っております。

また、村民だけで、我々だけでですね、検証したり対策を立てることはできませ

るので、それなりの専門家が要ります。それに対しましては、国土交通省、また今回、球磨川水系の振興局が県のほうに新しく設置されておりますので、そういう振興局からの支援を得ながら、また、復興計画をまとめるということについては、また、ある専門家が必要でありますので、そういう方を含めながら村内外です、力強い復興ができるような体制を取っていきたいと思っております。

それから2点目の建設課の30億円ですけれども、当然今年いっぱいできるはずがありません。やっぱり2年、3年ぐらい繰り越しながらかかるんだろと思っております。もちろん年間です、4、5億円の予算の公共工事をできるだけ、今の職員体制でやっているということ、30億円をすぐやれと言っても到底無理でありますから、それに関しましては、熊本県のほうに5名です、職員、いろんな技術者を、要請をしているところであります。ただ、これが非常にどこの町村もそういう大きな大型予算の中で、いろんな事業をこなしていくということで、各町村要請をしているところであります、その要請どおり5人の職員の方が山江に来られるかどうかというのは不確かでありますけれども、そういう方々とともに、その30億円の予算を使いながら、しっかりとした復興を図っていくということになりますので、補足説明をさせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 1番目のほうはわかりましたけど、2番目、工事請負費30億円の件ですけれども、これは今度の補正予算に30億円計上されておりますが、発注については年度内に発注できるのか、お伺いいたします。

3番目、これは小規模災害復旧事業補助金、これについては8月中旬に説明会をされているということで、対象になる方が説明に来られたと思っております、対象経費についてです、8月7日に交付とか何とか言われましたけれども、7月4日に発災しておりますので、それが作物によっては、崩土、土手が崩土した場合には、草払いしなければいけないとか、栗が8月中旬には出荷されますので、多分個人でできるところは、事前着工のような形で、事前でしているところも多分多くあるかと思っております。その場合にその対象経費として、自分で重機を使われるところはリースで重機を借りられて、その中には改装経費とか、土嚢を積まれたときには土嚢の材料費とかあるわけですが、そのへんは対象になるのか、また、その事前着工の場合です、直接目視での確認ができないと、役場の担当の方です、その場合に普通工事では、その着工前の写真を撮るなり、施工中の写真を撮る、また完了した場合の写真を撮るというような形で、普通はするところですが、それでも認めていただけるのかということをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） 今後の見通しですけれども、今後12月中旬までにですね、災害査定のほうを受検しまして、その後実施設計に移りたいと思っております。発注につきましては、年度内にできる限り発注できればと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

要綱の制定がですね、8月7日ということでございますので、8月7日以降であればですね、対応はするかと思っております。事前着工ということですが、説明会の折にもですね、写真等ですね、まだ申請がありませんので、写真等で確認できるものといいますか、農家さんのほうでですね、確認される資料があれば、それを出してくださいということでしております。

それから、ある程度ですね、災害の箇所につきましては、産業振興課のほうでもですね、事前に確認をしています。ただ、漏れた部分、全然まだ申し込みをされていないとかですね、申請をされていない方については、農家の方からですね、お話がないかぎりうちのほうからその確認が取れませんので、まずその被災箇所があったのかなかったのかということですね、連絡をいただきたいということで、説明会の折にも話をしております。

それから、事前着工ということですが、一応8月7日、先ほど言いました以降でですね、もし重機等で使われている場合がありますけれども、それにつきましては、まだ今日ですね、予算のほうを確定をいたしましたらですね、対応できるということで、事前にはですね、していただいても今回予算が通らないかぎりには、それはもしかしたら使えないかもしれませんというようなことで伝えておりますので、どうしてもですね、個人負担、今回の40万円以下の小規模災害の補助金についても個人負担、要するにですね、農地については個人の財産ということでございますので、どうしても自己負担のほうが発生しております。復旧についても2割程度ですね、自己負担をいただきたいということで、説明会の折にもしておりますので、40万円以下、20万円とか10万円とかですね、ちょっと15万円わかりませんが、その規模によってはその負担割合をですね、個人負担をお願いしたいということで説明しておりますので、申請の段階でですね、農家の方とお話をさせて協議をいただきながらですね、その復旧、また写真等でですね、対応ができるものについては、申請の段階で受け付けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今の件ちょっと補足しますけれども、償還払いはOKです。自

分でお金を払ってされた件もOKにしております。ただし、書類提出がちょっと煩雑になるということです。ただもう1件、8月7日以降という言葉で聞いておりましたが、激甚はですね、激甚指定は、今回の令和2年7月災害におけるいろんな災害、事案についてすべて対象になるということでもありますから、どういう意味で8月7日ということの基準はですね、基本的には今回の7月災害において、いろんな災害を受けた箇所についてはすべて適用になろうかと思っておりますので、その区別の仕方についてはちょっと検討させてください。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 私、今ちょっと適用月日というのがですね、8月7日ということでは言われたので、今、村長のほうがですね、災害が発生したときからというような返事を伺ったつもりですけど、これは事務的に要綱をつくられたのが8月7日ということですので、実際その災害が発生したのはですね、7月の4日ということですから、7月4日からのですね、適用というような形でぜひお願いをしたいと思います。

以上、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいま議題の令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）の中から、2点ほど質疑いたします。

ページはまず10ページ、ここは民生費、社会福祉士の目11のですね、こころの健康づくり推進費のところであります。一応補正額は33万9,000円で、ほとんどは県支出金の返還金であります、その上ですね、いのち支える山江村自殺対策ネットワーク推進協議会のところあります。金額は2万5,000円と、それから費用弁償は1万1,000円と少額ではありますが、一応この補正5号からですね、これが入っているようでございますので、一応このへんのところをですね、内容をお願いしたいと思います。

それから、次、2点目は、13ページであります。ここは教育費の目、事務局費ですね、のところあります。区分12の委託料で、学校施設等個別設計画策定業務委託料となっております。これは111万5,000円の増額ではありますが、一応ここは今年度ですね、令和2年度で各町村でも個別の施設計画をですね、つくらねばならないというような話を当初聞いております。当初は441万6,000円が出ておりました。この増額111万5,000円の内容、またその進捗状況によって出てくるかと思っておりますが、その2点のところをお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

こころ健康づくりの推進費ということで、報酬、費用弁償でございますが、本来ならば当初この報酬、旅費の費用弁償につきましては、当初計上させていただくのが本当だったと思うんですけど、今回計上させていただきました。

この報酬につきましては、山江村における自殺予防対策に関し、関係機関及び関係する団体等が連携を強化し、自殺予防対策を総合的に設置するための協議会でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

この学校施設等個別計画策定業務委託料でございますけれども、国のですね、インフラ長寿命化基本計画に基づきまして、各地方公共団体の個別施設ごとの長寿命化計画を策定するというものでございまして、本年度までに策定するというようなことになっております。

そのようなことから、村内各学校のですね、学校施設の老朽化の状況をですね、調査し、個別計画を策定するために、先ほど議員言われましたとおり、当初予算に441万6,000円を計上いたしまして、現在、業務を委託し、進めているところでございます。これにつきましては、昨日も申し上げたところでございます。

今回の補正予算111万5,000円につきましては、学校施設に加えましてですね、社会教育施設につきましても老朽化の対策を図る必要があるということで、山江村体育館、それから歴史民俗資料館の2カ所につきましても今回ですね、個別計画を策定したい、また調査をしたいということで、追加補正で今回計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今回、学校施設についてはですね、そのほかの今回の予算は体育館などもあるということではありますが、了解。

最初ですね、こころの健康づくり推進費のところ、一応これまでですね、この欄にはこころの健康相談専門職というのがあったんですけども、一応その専門職については、何か変わったんでしょうか、その点、お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） 報酬につきましては変わっておりません。専門職のほうは医師の方のための報酬をあげておりまして、今回は協議会のための委員の報酬であります。

○8番（西 孝恒君） はい、終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第48号、一般会計補正予算（第5号）、1点だけ質疑をいたします。

ページは14ページ、款10の災害復旧費であります。学校施設災害復旧費、委託料300万円、工事請負費3,000万円計上してございます。今回、議会でもこの現地を見させていただきました。学校施設という特殊なこと、体育館、そして下のほうを村道、西川内一丸地区住民が、日常生活で通られる重要な道路、その間にある法面、非常にこれが脆弱であります。ご存じのように今、子どもたちも迂回をして通学をしているわけですけれども、この工事工法、安全確保が一番と思えます。今回議決されてから発注されると思うんですけれども、もし現在の段階で、どのような工法を考えておられるのか、その点がわかっておればちょっと伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

学校施設災害復旧費に計上しております委託料300万円、工事請負費3,000万円ということでございますが、これにつきましては、山江中学校の西側法面がですね、崩壊し、下の道路にですね、土砂が崩落したということで、一時通行止めにもなった箇所でございます。これにつきましてはの復旧でございますが、この内容ということでございますが、まず、延長が33メートルほどございますが、その中で崩落した部分の10メートルにつきましては、災害復旧事業で対応したいと考えておまして、上部のほうをブロック積工、それから、その下部を植栽工でですね、今のところ施工したいと考えております。それから残りの23メートル部分につきましては、災害復旧にですね、かからないというのがわかりましたので、単独事業で進めたいと思っておりますが、現在のところですね、盛土をいたしまして、上に張りコンです、張りコンクリート工を施しまして、それからフェンスがございしますが、その内側、学校側にですね、側溝を敷設しまして、今後大雨等が降った場合に、その側溝にですね、雨が行くようなところで考えておまして、今後の対策も含めた復旧工事を予定したところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、工法について説明いただきましたけれども、本当にあそこは子どもたちを守る、施設を守る、住民を守る大切な箇所です。くれぐれも安全確保ができる工法をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 第12、議案第48号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）ですが、1点だけお聞きいたします。

13ページ、土木総務費とありますが、ここに150万円ですかね、宅地内堆積土砂除去委託料としてありますけれども、さっき赤坂議員の質問の中で、質疑の中で、農業関係は、私を感じますところに100%出ると村長がおっしゃいましたが、宅地内のほうはどういうふうを考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

今回補正予算として計上した150万円につきましては、こちらは村が行う直接排除分の予算でございます。こちらにつきましては、8月の臨時議会で100万円計上しておりましたが、そちらでは申請のケースに対して金額が追いつかなかったため、150万円今回追加したところでございます。

質問としまして、費用償還、こちらにつきましては、今現在もですね、県のほうに確認を取りながら、県の補助等に乗らないか確認を取っておりますが、今後償還払いするしないにつきましては、山江村の復興対策本部会議に諮りながら、最終的な判断を決めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この宅地内の土砂ですね、急々で山の土砂とかが炊事場のほうに流れてきたと。急々にしなければならぬということで、重機なんかも、さっき赤坂議員もおっしゃいましたが、重機とかいろんなもんでしていかなければならぬので、これが高齢者で、なかなか手ではできないということで、オペレーターも要るといような形にもなってくる状況です。7月4日の豪雨災害に適したやり方の補助といたしますか、そういうことも考えていただきたいと思っておりますけれども、村長、何かお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） まず、冒頭ですね、森田議員のほうで、100%補助すると言ったということでありますが、償還払いができるということでありまして、その内容についてはですね、先ほど産業振興課長が言いましたように、個人負担もあるということでもありますから、お間違いのないように、100%全部役場がみるということではありませんので、よろしくお聞きしたいと思っております。

また今の件につきまして、村としてその個人負担をどうカバーしていくのかとい

うことであります。いわゆる国・県、また激甚の起債等が対応しない事業についてどうするかということではありますが、これは県のほうにもしっかり要望をしておるところであります。ただその動きとして一昨日ですね、私、振興局長と山江村の災害の報告と今後の対策について、協議をさせてもらったということではありますが、その中で、熊本県議会としても各町村、市町村の単独事業についてはですね、30億円の基金予算を組むということでもありますから、その予算の中で、しっかり対応できるような動きもつくっていきたいと思っているところであります。

今回の災害いろんなケースがありまして、また、どのような災害復旧の要請があるのかということについては、しっかり耳をですね、村民のほうに傾けながら、また、その要請にこたえていけるよう、しっかり対応していきたいと思っているところであります。先ほど申し上げましたとおり、すべて100%個人財産でありますので、ということはお間違えのないようお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） すみません、私も100%が一番よいと思いましたが、100%と言わせていただきました。高齢者ですね、いろいろな、自分かたの家が土砂でまだ流れてきたままというところもあります。そこのところはちゃんと確認をしていただいて、適切な方法で、あんまり負担がないような形をとっていただきたいというふうに考えます。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第12、議案第48号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、再開時刻を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

日程第13 議案第49号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第49号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第13、議案第49号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第14 議案第50号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第50号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第14、議案第50号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 5 1 号 令和 2 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第 4 号)

○議長(中竹耕一郎君) 日程第 1 5、議案第 5 1 号、令和 2 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第 4 号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、日程第 1 5、議案第 5 1 号、令和 2 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 1 6 議案第 5 2 号 令和 2 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第 1 号)

○議長(中竹耕一郎君) 次に、日程第 1 6、議案第 5 2 号、令和 2 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第 1 号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、日程第 1 6、議案第 5 2 号、令和 2 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 1 7 議案第 5 3 号 令和 2 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第 1 号)

○議長(中竹耕一郎君) 日程第 1 7、議案第 5 3 号、令和 2 年度山江村特別会計後期

高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第17、議案第53号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第18 議案第54号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 次、日程第18、議案第54号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第18、議案第54号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定をいたします。

-----○-----

日程第19 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案のとおり議員を派遣することに決定をしました。

お諮りします。ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をしました。

-----○-----

日程第20 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出があります。よって、委員長の申し出のとおり継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和2年第5回山江村議会定例会を閉会い

たします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員